【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【会社名】	株式会社ヒューマンアジャスト
【英訳名】	HUMAN ADJUST Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　根岸　靖
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【電話番号】	（０３）６２５８－１２９１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　眞木　裕
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目７番１号
【電話番号】	（０３）６２５８－１２９１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　眞木　裕
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　65,280,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　51,200,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　19,200,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	120,000（注）２．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）１．2026年11月16日開催の取締役会決議によっております。
２．発行数については、2026年12月３日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

２【募集の方法】

2026年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2026年12月３日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集株式を含む当社普通株式について、2026年12月21日に福岡証券取引所Q-Board市場への上場を予定しております。当社普通株式は2024年９月27日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに、2024年12月16日付で福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しておりますが、本募集は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第３条の２に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行うことから、当該仮条件及び発行価格は、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける過去、現在又は将来の当社普通株式の価格又は気配値と一致又は連動しない可能性があります。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	120,000	65,280,000	35,328,000
計（総発行株式）	120,000	65,280,000	35,328,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年11月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（640円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は76,800,000円となります。なお、想定発行価格は当社の企業価値等に基づき算出したものであり、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。
６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照ください。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注)１.	未定 (注)１.	未定 (注)２.	未定 (注)３.	100	自　2026年12月14日(月) 至　2026年12月17日(木)	未定 (注)４.	2026年12月18日(金)

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2026年12月３日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年12月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年12月３日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年12月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年11月16日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2026年12月21日（月）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、2026年12月４日から2026年12月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社埼玉りそな銀行　狭山支店	埼玉県狭山市入間川一丁目３番２号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
フィリップ・キャピタル証券株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、2026年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目６番21号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10号		
Ｊトラストグローバル証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号		
計	－	120,000	－

（注）１．2026年12月３日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（2026年12月11日）に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
70,656,000	6,000,000	64,656,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（640円）を基礎として算出した見込額であります。
２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額64,656千円については、新店の出店資金及び人的資本投資に充当する予定であります。

当社グループの成長戦略である多店舗展開を加速するため、年間５店舗の新規出店を計画しております。１店舗当たりの出店に係る資金は約10,000千円であり、2028年３月期の出店資金50,000千円（５店舗）に充当いたします。

また、新規出店とあわせて、質の高いサービスを均一に提供できる国家資格者（柔道整復師、はり師、きゅう師等）の継続的な確保と育成が不可欠であり、そのための人材採用・研修に係る先行投資が必要となります。2027年３月期から2029年３月期までの３ヶ年で150名（年間50名）の新卒採用を計画しており、年間60,000千円の新卒採用・研修費（１名あたり1,200千円）の発生が見込まれます。このうち、2028年３月期の当費用の支出に、公募増資による調達資金から14,656千円を充当いたします。

（注）設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、当該売出株式を含む当社普通株式について、2026年12月21日に福岡証券取引所Q-Board市場への上場を予定しております。当社普通株式は2024年９月27日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに、2024年12月16日付で福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しておりますが、引受人の買取引受による売出しは、取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第３条の２に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行うことから、当該仮条件及び発行価格は、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける過去、現在又は将来の当社普通株式の価格又は気配値と一致又は連動しない可能性があります。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	80,000	51,200,000	埼玉県狭山市 根岸　靖 80,000株
計(総売出株式)	―	80,000	51,200,000	―

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
２．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（640円）で算出した見込額であります。なお、想定売出価格は当社の企業価値等に基づき算出したものであり、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。
４．売出数等については今後変更される可能性があります。
５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。
６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照ください。

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１． (注)２．	未定 (注)２．	自　2026年 12月14日(月) 至　2026年 12月17日(木)	100	未定 (注)２．	引受人の本店及び全国各支店	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号 フィリップ・キャピタル証券株式会社 東京都港区六本木一丁目６番１号 株式会社ＳＢＩ証券 東京都港区南青山二丁目６番21号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目４番地 松井証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目７番１号 東洋証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋小網町17番10号 あかつき証券株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号 Ｊトラストグローバル証券株式会社	未定 (注)３．

（注）１．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）１．と同様であります。

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

３．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2026年12月11日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

５．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．上記引受人の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	30,000	19,200,000	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号 フィリップ・キャピタル証券株式会社 30,000株
計(総売出株式)	―	30,000	19,200,000	―

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、フィリップ・キャピタル証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、フィリップ・キャピタル証券株式会社は、福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（640円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)３．に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)１．	自　2026年 12月14日(月) 至　2026年 12月17日(木)	100	未定 (注)１．	フィリップ・キャピタル証券株式会社の本店及び全国各支店	―	―

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

３．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

４．フィリップ・キャピタル証券株式会社の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．福岡証券取引所Q-Board市場への上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、フィリップ・キャピタル証券株式会社を主幹事会社として、福岡証券取引所Q-Board市場への上場を予定しております。

なお、当社普通株式は既に2024年９月27日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに、2024年12月16日付で福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しておりますが、Q-Board上場(売買開始)日の前日(2026年12月20日(日))付で東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketについて上場廃止となるまでの間、当社普通株式は東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおいて上場銘柄として取り扱われますが、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の取引状況及び本書提出日現在の当社の株主がいずれも本書提出日からQ-Board上場(売買開始)日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点(詳細につきましては、後記「３．ロックアップについて（1）」をご参照ください。)等を勘案し、本募集並びに引受人の買取引受による売出しについては、発行価格及び売出価格決定日時点の東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「上場前公募等規則」第３条の２に規定するブックビルディング方式により決定する予定です。

２．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である根岸靖（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、30,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2027年１月15日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2026年12月21日から2027年１月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

(1) 東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketにおける当社普通株式の取引（気配表記を含む。)がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である当社役員根岸靖、並びに当社新株予約権者である当社役員田嶋将大、眞木裕、及び当社従業員である23名は、フィリップ・キャピタル証券株式会社（主幹事会社）に対し、本書提出日から当社普通株式に係る東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketからの上場廃止予定日である2026年12月20日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である当社役員根岸靖、並びに当社新株予約権者である当社役員田嶋将大、眞木裕、及び当社従業員である23名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年６月18日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第３【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章  **を記載いたします。**

(2) 表紙の次に「１　経営方針」～「５　業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

(3) 表紙裏に以下の内容を記載いたします。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

①　金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の６の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の５に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の２の２第７項に規定する私設取引システムにおける空売り（注１）又はその委託若しくは委託の取次の申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により、当該空売りに係る有価証券の借入れ（注２）の決済を行うことはできません。

②　金融商品取引業者等は、①に規定する投資家がその行った空売り（注１）に係る有価証券の借入れ（注２）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることはできません。

（注）１．取引等規制府令第15条の７各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

２．取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

CORPORATE PHILOSOPHY

経営理念

我々は全従業員の物心を満たし、
地域の健康と
業界発展の為に集まったプロ集団である

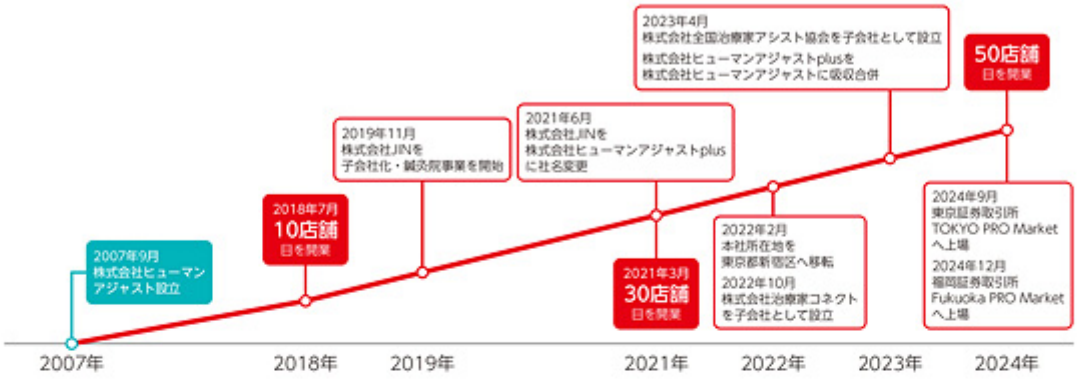
一、家族を大切にし 会社と共に成長し夢をかなえます
一、仲間を大切にし 会社に感謝します
一、地域に感謝し 常に謙虚でいます
一、プロとして常に努力し 三方良しの利益を追求します

VISION

日本全国の施術者の地位向上と
業界の発展のために貢献します

2 沿革

当社は、創業者である根岸靖が2006年4月に埼玉県狭山市にて、個人経営の接骨院を開業したところから始まりました。「我々は全従業員の物心を満たし、地域の健康と業界発展の為に集まったプロ集団である」という経営理念を掲げ、地域社会に健康を提供し続けるとともに、施術者の地位向上と業界発展に貢献することを目指しており、鍼灸接骨院運営にとどまらず治療院の運営支援事業も展開し、さらなる事業拡大を図っております。



3 事業の内容

当社グループは、当社（株式会社ヒューマンアジャスト）及び子会社2社（株式会社全国治療家アシスト協会及び株式会社治療家コネクト）により構成されており、「鍼灸接骨院運営事業」及び「店舗運営等支援事業」を主たる事業としております。

当社グループでは、中核事業である「鍼灸接骨院運営事業」のほか、その店舗運営のノウハウを生かした同業他社への支援サービスを「店舗運営等支援事業」として展開しております。

鍼灸接骨院運営事業



地域に根ざした直営の鍼灸接骨院を展開・運営し、患者様一人一人に合わせたオーダーメイド施術とサービスを提供します。

店舗運営等支援事業



施術院を経営する外部の企業・個人に対し、運営を多角的にサポートするソリューションを提供し、業界全体の発展に貢献します。

グループ会社（店舗運営等支援事業）

株式会社全国治療家アシスト協会

全国治療家アシスト協会

療養費請求サポートを中心に、治療院の経営・運営を包括的に支援するサービスを提供します。

株式会社治療家コネクト

治療家コネクト

代替医療業界に特化した人材紹介事業を展開。柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師など、国家資格を持つ治療家の採用・転職を支援します。

（1）鍼灸接骨院運営事業

①鍼灸接骨院の運営

2006年4月に埼玉県狭山市にて1店舗目を開業して以来店舗数を拡大し、2026年3月末現在では67店（関東エリア61店、大阪府2店、福岡県4店）の鍼灸接骨院を運営しております。当社の運営する鍼灸接骨院では、日常生活やスポーツでの怪我、交通事故等の外傷のみならず、スポーツ障害の学生、高齢者、産前産後の女性、仕事に起因する症状でお悩みの社会人など、ライフステージの様々な段階の顧客のお悩みに対応しております。現役世代も来店しやすいよう、駅前など通勤・通学時に立ち寄りやすい立地に出店するとともに、シフト制の導入により22時までの営業を実現することで、日中忙しい現役世代が来店しやすい環境を整え、顧客の生活の質の向上、スポーツや仕事のパフォーマンス向上に貢献しております。

また、単に営業時間を伸ばすだけではなく、業界では当たり前となっている従業員の長時間労働問題にも着手し、8時間労働のシフト制を導入する事で、勤務時間の根本改善及び完全週休2日制の確保を実現しました。従来の業界慣行にとらわれない働き方改革を実現し優良な労働環境を整備することで、新卒・中途を問わず求職者への訴求となり、事業拡大に必要な人材を獲得しております。

当社の施術者は、全員が国家資格保有者（※）として高い知見と技術を有しており、さらに、働き方改革により1人1人の士気を高めるとともに施術技術を学び続ける研修体制を整備することによって、施術スキルの継続的な向上に努めております。鍼灸接骨院の療養費は近年減少傾向にありますが、当社の施術者の高度で幅広い施術スキルにより、保険施術に依存することなく、自費施術も含めた多様な施術ニーズに応えております。自費施術は、整体院やリラクゼーションサロンなどの周辺業界も競合相手となりますが、当社は国家資格者による高い技術をベースとした施術により、周辺業界との差別化を図っております。

（※）2026年10月31日現在、当社の国家資格保有者数は、柔道整復師319人、はり師・きゅう師66人（うち両資格保有者22人）であります。

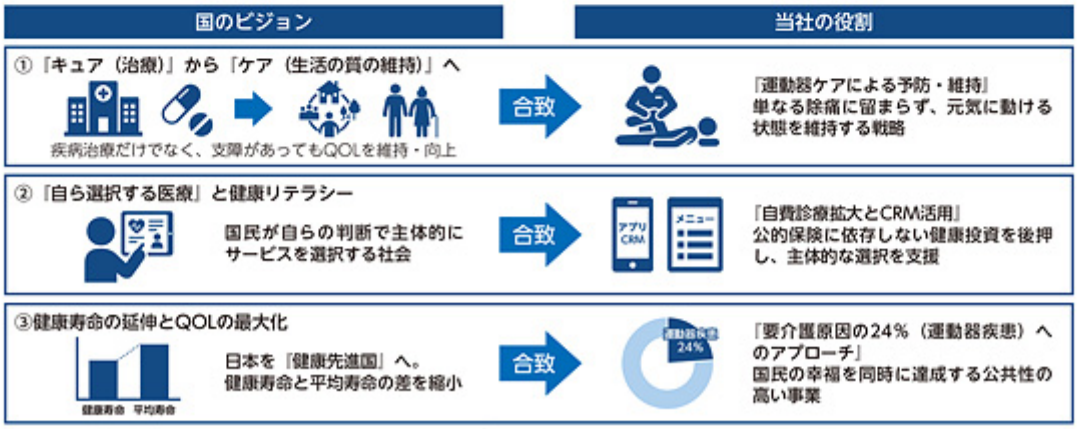
②物品販売

ECサイトを運営しており、当社の店舗を利用するお客様向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具などの販売を行っております。通信販売を行うことにより、お客様の利便性を高めるとともに、店舗営業時間外までサービス提供機会を拡大しております。

鍼灸接骨院の店舗に来店されるお客様は健康に対する意識が高く、施術にとどまらない質の高い健康へのニーズを捉えることで、中核事業である鍼灸接骨院の運営と相乗効果を発揮し顧客ロイヤルティを高めております。

● 市場環境とターゲット





出典：・厚生労働省「健康寿命の令和4年値について」（第4回健康日本21（第三次）推進専門委員会資料、令和6年12月14日）
・厚生労働省「令和7年 国民生活基礎調査」
・厚生労働省 保健医療2035策定懇談会「保健医療2035提言書」（平成27年7月）
・内閣府 経済財政諮問会議「EBPMアクションプラン2025」（令和7年12月25日）



(注) 鍼灸接骨院について
当社グループでは、以下の国家資格者が施術というサービスを行う各施設を「鍼灸接骨院」と総称しております。
・柔道整復師による接骨院
・はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師による鍼灸院
また、上記資格を取得し施術サービスを行っている方々を総称して「施術者」と呼んでおります。
施術は、利用者の費用負担の観点から、大きく次の2種類に分けられます。
・療養費：所定の症状（骨折・脱臼・捻挫・打撲）で要件を満たす場合、健康保険が適用され、一部負担（自己負担）のみで施術を受けられます。(骨折、脱臼の施術には医師の同意が必要となります)
・自費診療：療養費に該当しないため保険が適用されず、全額自己負担となります。
鍼灸接骨院の周辺業界には、整体院、カイロプラクティック、リラクゼーションサロン等がありますが、鍼灸接骨院は国家資格者のみが開業できるのに対し、周辺業界では開業に特別な資格を要さないという違いがあります。

(2) 店舗運営等支援事業

当社グループでは、中核事業である鍼灸接骨院の運営を通して、施術者のリアルな課題を絶えず把握し、業務改革を重ね課題解決を行ってまいりました。こうして獲得し蓄積された運営ノウハウは、同様の課題を抱える他の施術者にとっても効果的なソリューションとなります。当社グループ独自のノウハウを店舗運営支援サービスという形で商品化し、全国の施術者の経営の安定や労働環境の改善に貢献することで、当社の店舗未進出の地域においても施術者の地位向上、ひいては地域社会の健康増進に貢献しております。

①店舗支援事業（株式会社全国治療家アシスト協会）

鍼灸接骨院が売上を回収するためには、保険者（国、各種健康保険組合等）に対する療養費の請求が不可欠となりますが、多くの院にとって請求に係る事務は作業負担が大きく、当該事務に精通した担当者の確保・教育も課題となっております。
当事業では、施術者の事務負担を軽減し施術に専念できる環境を提供するため、療養費の請求代行機関の紹介をはじめ、クラウド受付サービス等の院内業務のスマート化を実現するシステムの販売を行っております。
また、スポーツ科学の最先端機器を利用した測定・分析サービス、健康食品やサポーター等販売のためのECサイト構築、許認可取得から店舗デザインまで全面的な開業サポート、施術技術や経営戦略など幅広いラインのセミナー開催、鍼灸接骨院経営コンサルティングなど、院運営の悩みを解決し、経営を高度化する様々なサービスを提供しております。

②国家資格者の人材紹介事業（株式会社治療家コネクト）

鍼灸接骨院業界では、店舗数が増加傾向を続ける中で国家資格の合格者数が減少しており、人材確保が難しくなっている一方で、働き手である施術者が求める待遇やワークスタイルは多様化しております。
当社グループでは、こうした状況を機会と捉え、連結子会社において2022年から人材紹介事業を開始し、求人企業・院向けにサービス展開しております。現場を熟知した業界経験者がキャリアエージェントとなることで、求人企業・院、求職者の双方にとって最適な提案を可能としております。

4 成長戦略

当社グループは、店舗収益力の強化と事業規模の拡大による持続的な成長を基本戦略としております。また、「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」をビジョンに掲げ、国家資格者が一生安心して働ける環境（プラットフォーム）を提供することで、業界の構造的課題を解決し、持続的な成長を実現する人的資本経営を推進しております。

店舗の拡大

業界では異例の「9時間拘束 8時間労働」シフト制の実現により、採用難の業界中でも優秀な人材を安定して確保できる採用力を活かし、店舗の拡大を行ってまいります。

自力出店

他社が参入しづらい好立地を厳選して確保し、地域シェアを拡大
【駅前】【路面】【インショップ】の展開に加え、シフト制による営業時間の拡大を行い、ライフスタイルに合わせた通院しやすい店舗営業






M&A

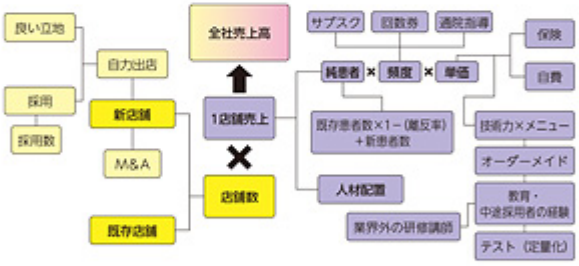
業界の寡占化が進む中、上場企業の信用力を背景に優良な店舗・施術者を取得



【自力出店】×【M&A】で店舗展開スピードを加速

1店舗あたりの売上最大化

HA事業モデルフローチャート









人材育成と店舗運営管理の強化

独自の人材育成モデル

未経験者を最短3ヵ月で戦力化

外部講師による教育
×
自社講師による研修
×
技術テストの実施

技術力と人間力の両軸に重きを置いた教育制度と評価制度により教育の再現性を確保。

データ駆動型エリア戦略

顧客情報分析による収益の最大化

商圏分析
×
顧客分析
×
運営オペレーション

勘に頼らない出店判断と店舗ごとのマーケティング施策による集客力の強化に加え、顧客分析による運営体制の強化を実施。

管理体制の強化

組織ノウハウの迅速な共有

エリアマネージャーを中心とした地域ごとの管理体制を強化。縦と横の情報共有により、成功事例を全店舗へ迅速に展開。



5 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

(単位:千円)

回次		第18期	第19期	第20期中間期
決算年月		2025年3月	2026年3月	2026年9月
売上高		2,558,214	2,980,109	1,709,635
経常利益		242,796	177,435	73,097
親会社株主に帰属する当期（中間）純利益		149,630	124,633	59,147
包括利益又は中間包括利益		149,630	124,633	59,147
純資産額		217,499	342,132	401,279
総資産額		1,212,295	1,316,743	1,359,811
1株当たり純資産額	(円)	145.00	228.09	－
1株当たり当期（中間）純利益	(円)	99.75	83.09	39.43
潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益	(円)	－	－	－
自己資本比率	(%)	17.9	26.0	29.5
自己資本利益率	(%)	104.9	44.5	－
株価収益率	(倍)	3.4	4.1	－
営業活動によるキャッシュ・フロー		194,634	44,949	62,338
投資活動によるキャッシュ・フロー		△92,301	△122,721	△2,103
財務活動によるキャッシュ・フロー		46,479	△83,077	△68,940
現金及び現金同等物の期末（中間期末）残高		407,024	246,175	237,469
従業員数 [外、平均臨時雇用人員]	(人)	270 [212]	329 [258]	－ [－]

(注) 1. 2024年6月25日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2026年9月3日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第18期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期（中間）純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益については、第18期及び第19期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第20期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、期中の平均人員を［ ］外数で記載しております。
5. 第18期及び第19期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。
また、第20期中間期の中間財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人コスモスによる期中レビューを受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

(単位:千円)

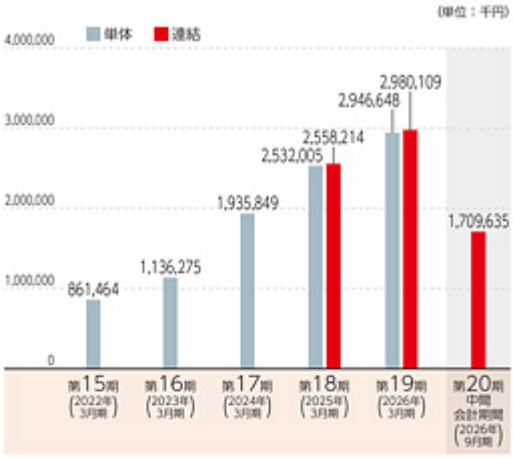
回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高		861,464	1,136,275	1,935,849	2,532,005	2,946,648
経常利益又は経常損失（△）		24,664	△50,591	45,365	237,379	167,895
当期純利益又は当期純損失（△）		20,894	△42,540	36,399	145,966	115,964
資本金		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
発行済株式総数	(株)	60	60	60	300,000	300,000
純資産額		109,109	66,569	67,283	213,249	329,213
総資産額		377,282	578,712	875,509	1,188,604	1,287,047
1株当たり純資産額	(円)	1,818,496.98	1,109,493.65	1,121,385.88	142.17	219.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	(円)	348,244.60	△709,003.33	606,654.55	97.31	77.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	28.9	11.5	7.7	17.9	25.6
自己資本利益率	(%)	21.2	△48.4	74.2	104.1	42.8
株価収益率	(倍)	－	－	－	3.5	4.4
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
従業員数 [外、平均臨時雇用人員]	(人)	90 [102]	137 [132]	219 [193]	270 [212]	329 [258]

(注) 1. 2024年6月25日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2026年9月3日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第18期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第15期、第17期、第18期及び第19期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第15期、第16期及び第17期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、期中の平均人員を［ ］外数で記載しております。
6. 第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。
なお、第15期、第16期及び第17期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また当該各数値について、証券会員制法人福岡証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査を受けておりません。
7. 当社は、2024年6月25日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2026年9月3日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そこで、証券会員制法人福岡証券取引所の定める会員証券会社宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成上の留意点について」（2008年5月12日付福証自規第20号）に基づき、第15期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第15期、第16期及び第17期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、公認会計士又は監査法人の監査を受けておりません。

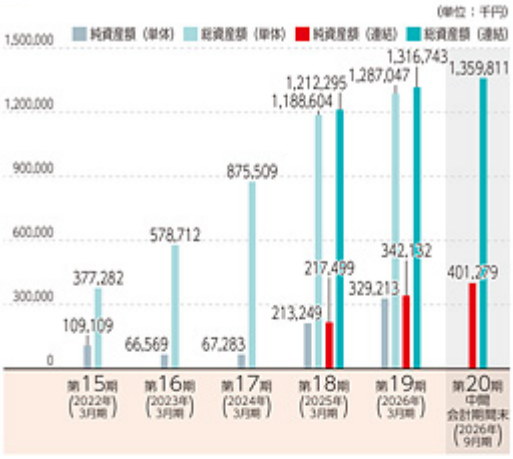
回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
1株当たり純資産額	(円)	72.73	44.37	44.85	142.17	219.48
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	(円)	13.92	△28.36	24.26	97.31	77.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第15期、第17期、第18期及び第19期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

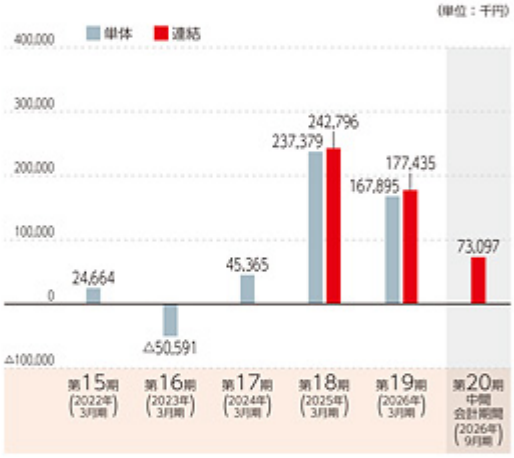
■ 売上高



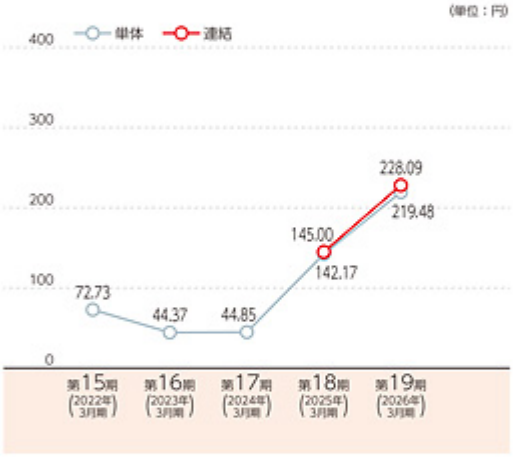
■ 純資産額／総資産額



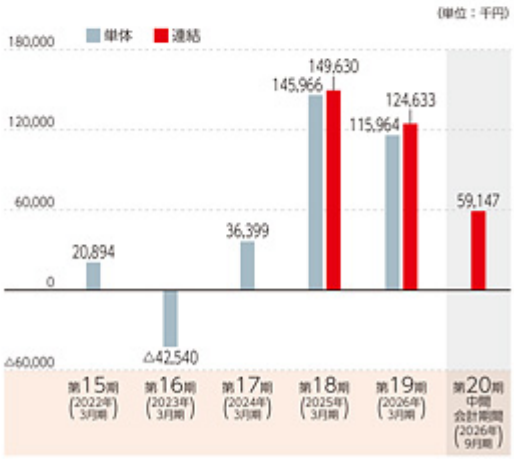
■ 経常利益又は経常損失（△）



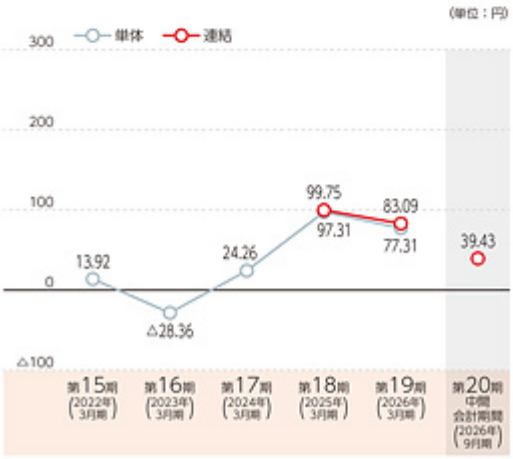
■ 1株当たり純資産額



■ 親会社株主に帰属する当期(中間)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)



■ 1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、2024年6月25日付で普通株式1株につき5,000株の割合で、また、2026年9月3日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
上記では、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第18期	第19期
決算年月		2025年３月	2026年３月
売上高	（千円）	2,558,214	2,980,109
経常利益	（千円）	242,796	177,435
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	149,630	124,633
包括利益	（千円）	149,630	124,633
純資産額	（千円）	217,499	342,132
総資産額	（千円）	1,212,295	1,316,743
１株当たり純資産額	（円）	145.00	228.09
１株当たり当期純利益	（円）	99.75	83.09
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―
自己資本比率	（%）	17.9	26.0
自己資本利益率	（%）	104.9	44.5
株価収益率	（倍）	3.4	4.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	194,634	44,949
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△92,301	△122,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	46,479	△83,077
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	407,024	246,175
従業員数 ［外、平均臨時雇用人員］	（人）	270 [212]	329 [258]

（注）１．2024年６月25日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2026年８月17日の取締役会決議に基づき、2026年９月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、第18期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

４．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、期中の平均人員を［ ］外数で記載しております。

５．第18期及び第19期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
売上高	（千円）	861,464	1,136,275	1,935,849	2,532,005	2,946,648
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	24,664	△50,591	45,365	237,379	167,895
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	20,894	△42,540	36,399	145,966	115,964
資本金	（千円）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
発行済株式総数	（株）	60	60	60	300,000	300,000
純資産額	（千円）	109,109	66,569	67,283	213,249	329,213
総資産額	（千円）	377,282	578,712	875,509	1,188,604	1,287,047
１株当たり純資産額	（円）	1,818,496.98	1,109,493.65	1,121,385.88	142.17	219.48
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	348,244.60	△709,003.33	606,654.55	97.31	77.31
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（%）	28.9	11.5	7.7	17.9	25.6
自己資本利益率	（%）	21.2	△48.4	74.2	104.1	42.8
株価収益率	（倍）	－	－	－	3.5	4.4
配当性向	（%）	－	－	－	－	－
従業員数 ［外、平均臨時雇用人員］	（人）	90 [102]	137 [132]	219 [193]	270 [212]	329 [258]

（注）１．2024年６月25日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2026年８月17日の取締役会決議に基づき、2026年９月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、第18期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第15期、第17期、第18期及び第19期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期は、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．第15期、第16期及び第17期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

４．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、期中の平均人員を［ ］外数で記載しております。

６．第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、監査法人コスモスの監査を受けております。
なお、第15期、第16期及び第17期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また当該各数値について、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査を受けておりません。

７．第16期は、事業拡大に向けた積極的な採用に伴う人件費の増加や広告宣伝費の増加等の影響により、経常損失と当期純損失を計上しております。

８．当社は、2024年６月25日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2026年８月17日の取締役会決議に基づき、2026年９月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そこで、証券会員制法人福岡証券取引所の定める会員証券会社宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2008年５月12日付福証自規第20号）に基づき、第15期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第15期、第16期及び第17期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については、公認会計士又は監査法人の監査を受けておりません。

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
１株当たり純資産額	（円）	72.73	44.37	44.85	142.17	219.48
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	13.92	△28.36	24.26	97.31	77.31
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	―	―
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)

（注）　潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第15期、第17期、第18期及び第19期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期は、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【沿革】

当社は、創業者である根岸靖が2006年４月に埼玉県狭山市にて、個人経営の接骨院を開業したところから始まりました。現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年４月	埼玉県狭山市新狭山駅前にて接骨院１店舗目を開業し、接骨院事業を開始
2007年７月	２店舗目を東京都にて開業し、多店舗展開を開始
2007年９月	埼玉県狭山市新狭山に接骨院の経営等を目的に株式会社ヒューマンアジャストを設立
2015年12月	本社を埼玉県狭山市祇園に移転
2018年７月	10店舗目を開業。シフト制を導入し、22時までの営業体制を確立
2019年11月	株式会社ＪＩＮの全株式を取得し子会社化。同社の３店舗を取得し栃木県に進出。鍼灸院事業を開始
2021年３月	30店舗目を開業
2021年６月	株式会社ＪＩＮを株式会社ヒューマンアジャストｐｌｕｓに社名変更
2021年12月	鍼灸院及び接骨院等の運営支援を目的に一般社団法人全国治療家アシスト協会を設立。店舗運営等支援事業を開始
2022年２月	本社を東京都新宿区へ移転
2022年10月	施術者への職業紹介事業等を目的に株式会社治療家コネクトを設立。国家資格者の人材紹介事業を開始
2023年４月	株式会社ヒューマンアジャストｐｌｕｓを株式会社ヒューマンアジャストに吸収合併
2023年４月	株式会社全国治療家アシスト協会を設立
2023年８月	関東１都６県全域への進出を達成
2023年９月	一般社団法人全国治療家アシスト協会を解散
2023年11月	福岡に初進出し、九州エリアでの事業を開始
2024年９月	大阪に初進出し、関西エリアでの事業を開始
2024年９月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2024年12月	福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに株式を上場

３【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ヒューマンアジャスト）及び子会社２社（株式会社全国治療家アシスト協会及び株式会社治療家コネクト）により構成されており、「鍼灸接骨院運営事業」及び「店舗運営等支援事業」を主たる事業としております。

当社グループでは、中核事業である「鍼灸接骨院運営事業」のほか、その店舗運営のノウハウを生かした同業他社への支援サービスを「店舗運営等支援事業」として展開しております。

（鍼灸接骨院について）

当社グループでは、以下の国家資格者が施術というサービスを行う各施設を「鍼灸接骨院」と総称しております。

・柔道整復師による接骨院
・はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師による鍼灸院

また、上記資格を取得し施術サービスを行っている方々を総称して「施術者」と呼んでおります。

施術は、利用者の費用負担の観点から、大きく次の２種類に分けられます。

・療養費：所定の症状（骨折・脱臼・捻挫・打撲）で要件を満たす場合、健康保険が適用され、一部負担（自己負担）のみで施術を受けられます。（骨折、脱臼の施術には医師の同意が必要となります）
・自費診療：療養費に該当しないため保険が適用されず、全額自己負担となります。

鍼灸接骨院の周辺業界には、整体院、カイロプラクティック、リラクゼーションサロン等がありますが、鍼灸接骨院は国家資格者のみが開業できるのに対し、周辺業界では開業に特別な資格を要さないという違いがあります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置づけは以下のとおりであります。

なお、次の２事業は「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 鍼灸接骨院運営事業（当社）

①　鍼灸接骨院の運営

2006年４月に埼玉県狭山市にて１店舗目を開業して以来店舗数を拡大し、2026年10月31日現在では69店（関東エリア62店、大阪府３店、福岡県４店）の鍼灸接骨院を運営しております。当社の運営する鍼灸接骨院では、日常生活やスポーツでの怪我、交通事故等の外傷のみならず、スポーツ障害の学生、高齢者、産前産後の女性、仕事に起因する症状でお悩みの社会人など、ライフステージの様々な段階の顧客のお悩みに対応しております。現役世代も来店しやすいよう、駅前など通勤・通学時に立ち寄りやすい立地に出店するとともに、シフト制の導入により22時までの営業を実現することで、日中忙しい現役世代が来店しやすい環境を整え、顧客の生活の質の向上、スポーツや仕事のパフォーマンス向上に貢献しております。

また、単に営業時間を伸ばすだけではなく、業界では当たり前となっている従業員の長時間労働問題にも着手し、８時間労働のシフト制を導入する事で、勤務時間の根本改善及び完全週休２日制の確保を実現しました。従来の業界慣行にとらわれない働き方改革を実現し良好な労働環境を整備することで、新卒・中途を問わず求職者への訴求となり、事業拡大に必要な人材を獲得しております。

当社の施術者は、全員が国家資格保有者（※１）として高い知見と技術を有しており、さらに、働き方改革により１人１人の士気を高めるとともに施術技術を学び続ける研修体制を整備することによって、施術スキルの継続的な向上に努めております。鍼灸接骨院の療養費は近年減少傾向にありますが、当社の施術者の高度で幅広い施術スキルにより、保険施術に依存することなく、自費施術も含めた多様な施術ニーズに応えております。自費施術は、整体院やリラクゼーションサロンなどの周辺業界も競合相手となりますが、当社は国家資格者による高い技術をベースとした施術により、周辺業界との差別化を図っております。

（※１）　2026年10月31日現在、当社の国家資格保有者数は、柔道整復師319人、はり師・きゅう師66人（うち両資格保有者22人）であります。

近年、国内では、平均寿命が延びる中、健康寿命の延伸が課題となっております。また、要支援・要介護状態となる原因のうち、４分の１程度を関節疾患、骨折等の運動器疾患が占めております（※２）。このような状況下、運動器の疾患予防やリハビリは、鍼灸接骨院業界の得意とする分野であり、事業上のターゲットであるとともに、施術をとおして健康寿命を延伸することが使命であると認識しております。

また、国が示す保健医療に関する長期的なビジョンには、①疾病の治癒と生命維持を主目的とする「キュア中心」の時代から、生活の質を維持・向上させ健康を保つことを目指す「ケア中心」の時代への転換（※３）、②すべての人々が自らの健康を向上させるための主体的な判断や選択ができる環境の整備（※３）、③健康寿命の延伸とＱＯＬ（生活の豊かさ）の向上（※４）、などが含まれております。これらは、健康維持・予防を目的とした自費施術・サービスの展開、顧客分析に基づく最適な提案による健康投資の支援を行う当社の事業と合致するものであり、運動器疾患に起因する要支援者・要介護者の発生を抑制することにより、国の財政負担の軽減と国民の幸福の達成にも貢献しております。

（※２）　厚生労働省「令和７年　国民生活基礎調査」
（※３）　厚生労働省　保健医療2035策定懇談会『保健医療2035提言書』（平成27年７月）
（※４）　内閣府　経済財政諮問会議『ＥＢＰＭアクションプラン2025』（令和７年12月25日）

② 物品販売

ＥＣサイトを運営しており、当社の店舗を利用するお客様向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具などの販売を行っております。通信販売を行うことにより、お客様の利便性を高めるとともに、店舗営業時間外までサービス提供機会を拡大しております。

鍼灸接骨院の店舗に来店されるお客様は健康に対する意識が高く、施術にとどまらない質の高い健康へのニーズを捉えることで、中核事業である鍼灸接骨院の運営と相乗効果を発揮し顧客ロイヤルティを高めております。

店舗一覧（2026年10月31日現在）

所在地	店舗数
東京都	19店
茨城県	１店
栃木県	10店
群馬県	６店
埼玉県	16店
千葉県	４店
神奈川県	６店
大阪府	３店
福岡県	４店
合計	69店

(2) 店舗運営等支援事業

当社グループでは、中核事業である鍼灸接骨院の運営を通して、施術者のリアルな課題を絶えず把握し、業務改革を重ね課題解決を行ってまいりました。こうして獲得し蓄積された運営ノウハウは、同様の課題を抱える他の施術者にとっても効果的なソリューションとなります。当社グループ独自のノウハウを店舗運営支援サービスという形で商品化し、全国の施術者の経営の安定や労働環境の改善に貢献することで、当社の店舗未進出の地域においても施術者の地位向上、ひいては地域社会の健康増進に貢献しております。

① 店舗支援事業（株式会社全国治療家アシスト協会）

鍼灸接骨院が売上を回収するためには、保険者（国、各種健康保険組合等）に対する療養費の請求が不可欠となりますが、多くの院にとって請求に係る事務は作業負担が大きく、当該事務に精通した担当者の確保・教育も課題となっております。

当事業では、施術者の事務負担を軽減し施術に専念できる環境を提供するため、療養費の請求代行機関の紹介を行っており、療養費請求額に連動した手数料収入を得ております。

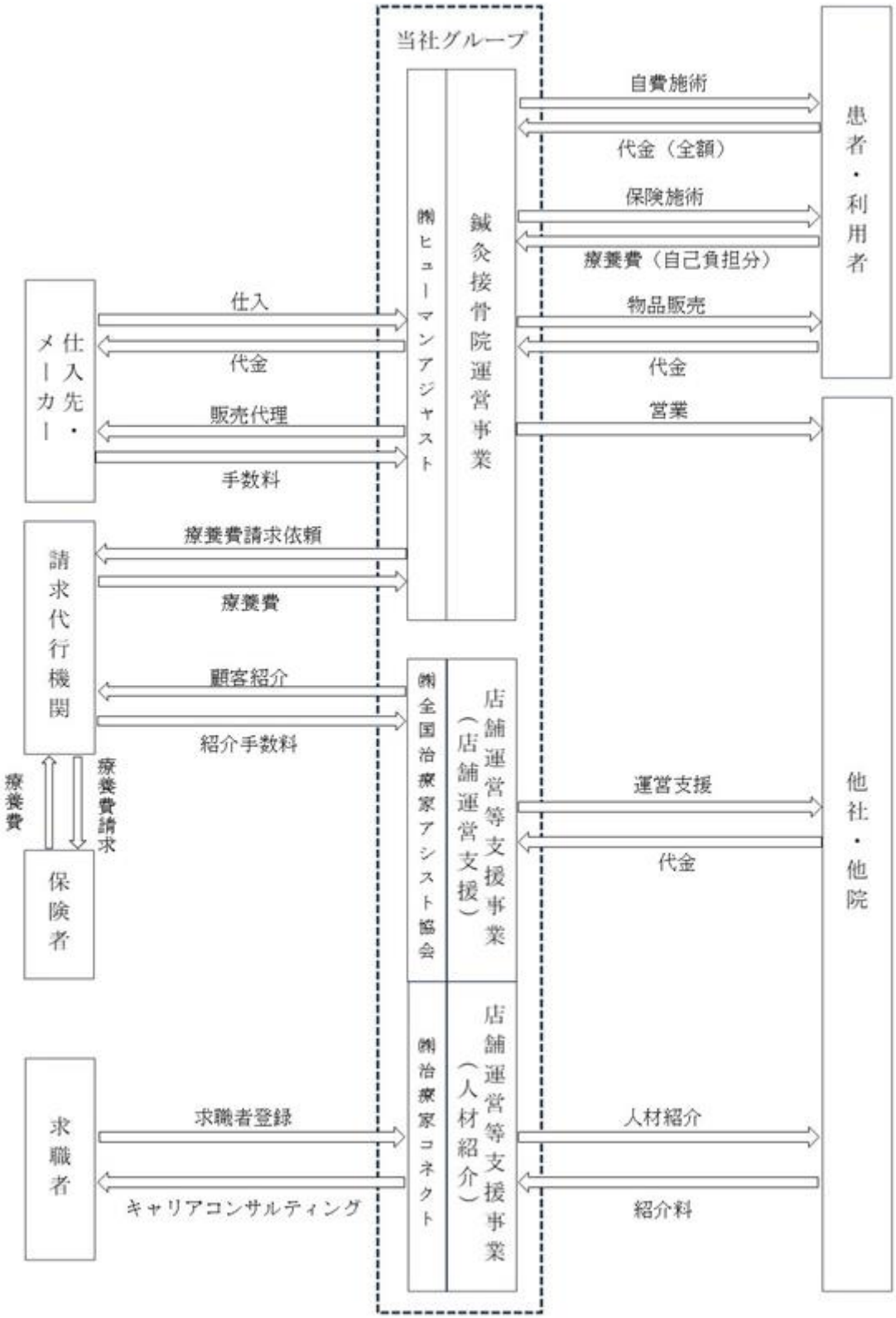
また、クラウド受付サービス等の院内業務のスマート化を実現するシステムの販売、健康食品やサポーター等販売のためのＥＣサイト構築、許認可取得から店舗デザインまで全面的な開業サポート、施術技術や経営戦略など幅広いラインのセミナー開催、鍼灸接骨院経営コンサルティングなど、院運営の悩みを解決し、経営を高度化する様々なサービスを提供しております。

② 国家資格者の人材紹介事業（株式会社治療家コネクト）

鍼灸接骨院業界では、店舗数が増加傾向を続ける中で国家資格の合格者数が減少しており、人材確保が難しくなっている一方で、働き手である施術者が求める待遇やワークスタイルは多様化しております。

当社グループでは、こうした状況を機会と捉え、連結子会社において2022年から人材紹介事業を開始し、求人企業・院向けにサービス展開しております。現場を熟知した業界経験者がキャリアエージェントとなることで、求人企業・院、求職者の双方にとって最適な提案を可能としております。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社全国治療家アシスト協会 （注）２、（注）３	東京都 新宿区	3,000	店舗運営等支援事業	100	役員の兼任 管理業務の受託
株式会社治療家コネクト （注）２	東京都 千代田区	5,000	店舗運営等支援事業	100	役員の兼任 当社への人材紹介サービスの提供 管理業務の受託 債務保証

（注）１．「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
２．特定子会社であります。
３．当社は、2026年12月21日付で公募による募集株式発行を予定しており、予定どおり公募増資が実施された場合、当社の資本金が増加することにより、株式会社全国治療家アシスト協会は特定子会社に該当しないこととなる見込みです。
４．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「我々は全従業員の物心を満たし、地域の健康と業界発展の為に集まったプロ集団である」という経営理念を掲げており、施術を通じて地域社会の健康増進に貢献し、新たな治療院の価値を創造することで業界の発展に寄与することを使命と考えております。

鍼灸接骨院は、地域医療の入り口として日本社会の医療福祉を支えるという重要な役割を担っている一方で、この業界では低賃金や長時間労働などの労働環境面の問題が常態化しております。私たちは、施術者自らも幸せでなければ利用者様を笑顔にすることはできないという思いから、「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」も重視しつつ、地域社会に健康を提供し続けることを目指して事業を展開しております。

(2) 経営環境

当社グループが属する柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ指圧業界においては、近年の来院者数は安定的に推移する一方で、人材確保難や制度の見直し等による療養費減少といった経営環境の変化が続いております。こうした中、高齢化の進展を背景に、健康維持・予防や生活機能改善を目的とした施術・サービスへの需要は引き続き高く、ヘルスケア関連分野全体として堅調な成長が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、鍼灸接骨院運営事業において、有資格者の採用強化及び教育体制の充実を図るとともに、地域特性や患者ニーズに応じた店舗運営の最適化に取り組み、新規出店及び事業譲受を通じて店舗網の拡大を進めております。また、健康維持・予防を目的とした自費施術メニューの拡充や、セルフケアを支援する物販の強化にも注力し、施術と物販を組み合わせた提案型サービスの展開を進めております。

店舗運営等支援事業のうち店舗支援事業においては、療養費請求代行機関への顧客紹介数の増加は緩やかであるものの、療養費請求額は引き続き増加傾向にあり、療養費請求額に連動する紹介手数料の売上は堅調に推移しております。また、人材紹介事業においては、施術者を対象とした人材紹介市場の拡大を背景に、求人企業と求職者の双方に対して最適なマッチングサービスの提供を強化し、紹介件数及び成約率の向上に取り組んだ結果、売上が堅調に推移しております。

(3) 経営戦略等

当社グループは、店舗収益力の強化と事業規模の拡大による持続的な成長を基本戦略としております。また、「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」をビジョンに掲げ、国家資格者が一生安心して働ける環境（プラットフォーム）を提供することで、業界の構造的課題を解決し、持続的な成長を実現する人的資本経営を推進しております。

具体的な経営戦略は以下のとおりであります。

① 良好な労働環境による優秀な人材の獲得と育成

当社グループの成長の源泉は「人」にあると認識しております。業界で常態化している長時間労働等の課題に対し、いち早く「完全週休二日制」や「８時間シフト制」を導入することで良好な労働環境を整備し、これを背景として、全国の専門学校等から志の高い優秀な国家資格者を継続的に確保しております。また、独自の社内研修プログラムにより技術・サービスレベルの向上・標準化を図り、高い施術技術のみならず店舗運営能力を兼ね備えた人材を早期に育成し、多店舗展開を支える強固な組織基盤を構築しております。

② 店舗数拡大と高い人材密度を生かしたドミナント戦略による地域シェア拡大

人材の採用・教育力を背景に、店舗数拡大を積極的に進めております。物件の情報収集、マーケティング調査、蓄積された出店ノウハウに基づき、好立地の物件を選定し自力出店するとともに、事業譲受等のM＆Aも活用し、店舗数拡大を図っております。

また、育成された優秀な人材を特定の地域に集中投入することで、ドミナント方式による効率的な店舗展開を推進しております。同一エリア内での集中出店は、地域住民への認知度を急速に高め、広告宣伝費の効率化と高い集客力を実現するだけでなく、近接店舗間での人材交流や資材調達の共通化を可能にし、店舗運営の柔軟性と収益性の双方を向上させる循環を生み出しております。

③ 自費施術メニューの拡充による高付加価値化と収益基盤の強化

療養費（保険施術）に過度に依存しない持続可能な経営体質を構築するため、顧客ニーズに基づいた自費施術の提供を強化しております。高い専門性を有する人材が自費メニューの比率を高めることで、施術者一人あたりの生産性を最大化し、高付加価値なサービス提供を実現しております。また、予防からメンテナンスまで幅広いケアを通じて顧客との長期的な信頼関係を構築し、リピート率と顧客単価の向上を図っております。

さらに、顧客情報分析に基づき最適な提案を行うことにより、再診率・顧客単価の向上を図り、１店舗当たりの売上高を最大化するとともに、エリアマネージャー制度による組織的な運営管理により、課題分析と各種施策を迅速に展開し、効率的・効果的な店舗運営を行っております。

④　成功ノウハウの外販による店舗運営等支援事業の拡大

自社直営店舗の運営を通じて磨き上げた「採用・教育・運営」の成功パッケージを、店舗運営等支援事業（ＢｔｏＢ）として業界全体へ展開しております。人材紹介や経営支援などを通じて、業界全体の労働環境改善に寄与するとともに、当社グループ独自の経済圏を構築し、持続可能なストック型収益の拡大を加速させてまいります。

(4) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長を実現するための最重要項目を「優秀な人材の確保」と「戦略的な店舗展開」と位置づけております。これらの進捗を適切に管理・判断するため、以下の非財務指標及び財務指標を主要な経営指標（ＫＰＩ）として選定しております。

指標	単位	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期	2027年３月期 中間期
①　国家資格者の採用人数	人	77	87	96	65
②　店舗数	店	48	56	67	68
③　店舗営業利益率	%	33.8	34.1	33.5	33.0

（注）店舗営業利益率は、各店舗の営業利益の合計額を、各店舗の売上高の合計額で除して算出しております。

①　国家資格者の採用人数

当社グループの成長の源泉は「人」にあり、柔道整復師、はり師、きゅう師等の国家資格者の確保が事業拡大の重要な要素となります。そのため、年間の新卒及び中途採用人数を最重要の非財務指標として注視しております。本指標の推移を管理することで、多店舗展開を支える人的リソースの蓄積状況を判断いたします。

②　店舗数

ドミナント戦略による地域シェア拡大及びブランド認知度の浸透度を測る指標として、期末時点における店舗数を重視しております。出店計画に対する進捗を管理することで、事業規模の拡大スピード及び投資効率の適切性を判断いたします。

③　店舗営業利益率

多店舗展開を行う店舗ビジネスとしての収益性をより精緻に評価・管理するため、店舗単体での収益力を示す「店舗営業利益率」を重視しております。新規出店においては、稼働開始から１年以内は、人件費、集客コスト等が先行して発生するため、利益が一時的に抑制される特性があります。そのため、当社では店舗本来の収益力を測定する指標として、12ヶ月以上稼働している既存店舗の営業利益率を主要な管理指標として位置づけ、収益性を判断いたします。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財政上の課題

当社グループは、「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」をビジョンとして掲げ、地域社会に健康を提供し続けることを目指し、事業を拡大してまいりました。中でも、当社グループの主たる事業である鍼灸接骨院運営事業においては、新規出店を推進するとともに、経営難や後継者問題を抱える接骨院の事業譲受等も行い、積極的に店舗数を拡大しております。

今後も継続的に事業を拡大していくためには、市場の動向や事業上及び財政上の課題を的確に把握し、対処していく必要があると認識しており、次の課題に優先的に対処してまいります。

①　人口減少による市場縮小への対応

鍼灸接骨院業界における主要顧客層は40～70歳代であり、当社の展開する地域においても、今後、当該年齢層の人口減少が見込まれます。

このような環境下で事業規模を維持・拡大するため、これまで他の年齢層の顧客開拓や新たな施術需要の掘り起こしに注力し、一定の成果を収めてまいりました。今後はさらに付加価値の高い自費施術メニューの拡充や定期購入のＥＣ物販の販促強化を行い顧客単価向上を図るとともに、自費施術のサブスクリプションや回数券の販売拡大によりリピート率を向上させ、持続的な成長基盤をより強固なものとしてまいります。また、店舗の有利な立地条件を生かし、積極的・効果的なプロモーションを実施して集客を図ってまいります。

②　新規出店によるドミナント展開の加速

中長期的な企業価値向上のため、新規出店による事業拡大は不可欠となります。成長性と収益性の高い店舗出店のためには、適切な物件の選定が必要となります。

当社では、業界での知名度や出店実績、独自の物件情報網を活用し、好条件な物件情報を入手するとともに、これまで蓄積してきたノウハウと徹底した市場調査に基づく的確な出店判断を行い、計画的なドミナント戦略に基づく店舗展開を推進してまいります。

③　療養費の減少への対応

高齢化に伴い国民医療費は年々増加しておりますが、接骨院業界においては療養費削減施策や療養費請求の審査厳格化などにより、療養費は基調としてマイナス成長を続けております。また、社会保障制度の変化や療養費

の改定は、接骨院の売上に直接的に影響を及ぼす可能性があり、療養費に過度に依存しない強固な収益構造を構築する必要があります。

このような状況の下、当社では、顧客の多様なニーズに応える自費施術メニューの開発及び提案を推進するとともに、症状の治癒後もより良い健康・美のために継続利用いただくための施術・物品メニューを拡充し、自費施術へのシフトを進めております。今後も、療養費と自費のバランスを重視した適正な収益構造の構築に努めてまいります。

④　施術需要の変化への対応

生活・働き方の変化に伴う腰痛、頭痛、眼精疲労や肩こりといった諸症状、ストレスによる自律神経の乱れに対するヘルスケアのニーズが高まりを見せております。

当社では、美容効果を目的とした施術など、多様化するニーズを的確に捉えた自費施術や、セルフケア目的の物販を強化してきた結果、顧客単価の向上に結び付いております。今後も変化する需要に迅速に対応し、顧客満足度のさらなる最大化を図ってまいります。

⑤　国家資格者の採用

近年、柔道整復師、はり師、きゅう師の国家資格の合格者数が年々減少しており、ピーク時と比較してはり師・きゅう師は４割減、柔道整復師は６割減となっております。これを背景に、有資格者の採用競争の激化が進んでおり、新規合格者をはじめとする優秀な有資格者を採用するためには「選ばれる企業」であることが求められております。

事業拡大のためには、柔道整復師、はり師、きゅう師の有資格者の人材確保が不可欠であり、当社では、働き方改革により整備した良好な労働環境や公平で透明性のある人事評価制度を基に求職者へ訴求し、今後も「選ばれる企業」であり続け、優秀な有資格者の継続的な確保と定着に努めてまいります。

⑥　収益性の強化

近年の物価高騰や人件費高騰に伴い、鍼灸接骨院業界に限らず、事業収益の悪化が懸念されております。このような状況下、より効率的な事業運営により、収益性の維持・向上を図っていく必要があります。

また、当社では、新卒採用の国家資格新規合格者については、入社後は相応の期間の研修が必要になるため、採用後一定期間は人件費と教育研修費が利益の圧迫要因となります。さらに、新規出店に伴う初期費用や一時的な固定費の増加が利益を圧迫する可能性があります。

当社では、これらの費用負担を吸収し、収益性を維持・強化するために、多店舗運営の強みを生かし、店舗受付など店舗共通業務の標準化・デジタル化を進めるとともに、管理業務等本社機能を強化することにより運営コストを低減し、収益性の向上に取り組んでまいります。

⑦　財務体質の強化

事業拡大を進めるためには、新店の出店や国家資格者の採用・教育を推進していく必要がありますが、これらが収益に寄与するには一定のタイムラグが伴うため、出店費用や採用教育費などの先行投資を支える財務基盤が求められます。また、事業拡大の手法の一つとしてＭ＆Ａを行うことも想定され、その際には取得資金が必要となります。

今後の事業拡大のための必要資金は、営業活動によるキャッシュ・フロー、銀行借入のほか、株式上場に伴う新株発行による複合的な調達により賄う予定であります。効率的な資金調達及び資金運用により借入債務の圧縮と金利負担の軽減を図り、利益の内部留保とともに、継続的な成長を支える財務基盤の強化に努めてまいります。

⑧　コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化

当社グループが社会から信頼される企業として持続的に成長するためには、法令遵守及びガバナンスの徹底が不可欠であります。

当社では、鍼灸接骨院業界において特に重要である、療養費請求に関する適正な事務処理や、個人情報の厳格な管理のほか、労働法規等の遵守について、全従業員への教育と内部監査体制の充実を図ってまいります。また、内部統制の構築と運用を推進し、法令や社内規程を遵守した業務体制と財務報告の適正性確保のための取組みを一段と強化してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティに関する取組を推進するため、「経営会議」において、人的資本に関する方針をはじめとするサステナビリティに係る基本方針や施策の立案、目標の設定、及びその進捗管理についての協議・検討を行っております。同会議において協議された重要事項は適宜取締役会へ報告され、取締役会が取組状況及びリスクと機会の管理全般について適切な監督を行う体制を構築しております。

(2) 戦略

当社グループは、「我々は全従業員の物心を満たし、地域の健康と業界発展の為に集まったプロ集団である」という企業理念を掲げております。高齢化が進展するわが国において、健康寿命の延伸や疾病予防は社会的な重要課題であり、施術者が担う役割は極めて重要であると認識しております。多様化するニーズに対応し、単なる身体機能の回復にとどまらず、心身ともに健康な状態へと導く施術サービスの提供を目指しております。

このような高品質なサービスを持続的に提供し企業価値向上を図るためには、優秀な施術者（柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師等の国家資格者）の採用とともに、施術者自身が心身ともに健康であり、誇りを持って長期的に活躍できる環境の整備が不可欠であります。そのため、当社グループでは「施術者の地位向上」及び「働き方改革」を経営の最重要課題と位置づけ、以下のとおり人材採用、人材育成及び社内環境整備の方針を定め、人的資本への投資を積極的に行っております。

① 人材の採用に関する方針

当社グループは、優秀な人材を確保するため、会社説明会に加え、動画配信プラットフォームやＳＮＳを活用した積極的な情報発信を行っております。当社の優良な労働環境、公平で透明性の高い人事評価制度、明確なキャリアパス等を周知することで採用ブランディングを強化し、採用訴求力を高め応募者を確保するとともに、入社後のギャップ発生を防ぎ、高い定着率につながる採用活動を展開しております。

② 人材の育成に関する方針

当社グループは、国家資格を有する専門家としての技術とサービスの向上を目指し、階層別・職種別の各種研修や社内教育を実施しております。また、上長との月次面談によるコミュニケーションの活性化及び半期ごとの人事評価の実施、年次全社総会における表彰制度や四半期ごとの成績優秀者を対象とした報奨制度の運用を通じて、従業員のエンゲージメント向上及び専門性の向上を図っております。

なお、柔道整復師、はり師及びきゅう師の国家資格者は、「柔道整復師法」及び「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」等の関係法令の規制を受けるほか、療養費の請求については「受領委任払い制度」のもと取扱いが認められております。そのため、法令違反や不正の発生を未然に防ぐため、コンプライアンス意識醸成や業法・制度の正しい理解に向けた教育・研修を徹底し、高いリーガルリテラシーを備えた人材の育成に取り組んでおります。

③ 社内環境整備に関する方針

当社グループは、従業員が安心して業務に専念し、長期的に活躍できる健全な労働環境の確立に努めております。特に女性従業員が多く活躍する事業特性を踏まえ、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定・推進するとともに、育児短時間勤務や柔軟なシフト体制の構築、男性従業員に対する育児休業取得の推進等に取り組んでおります。これにより、ライフステージの変化に直面しても安心して長期にキャリアを継続できる職場環境を整備しております。

(3) リスク管理

当社グループは、人的資本に関するリスクを、経営上の重要課題として認識しております。具体的なリスクとしては、有資格者の採用難、専門人材の流出、従業員の不正・法令違反等が挙げられます。

採用難・流出リスクについては、前述の採用方針・育成方針の徹底により対処しているほか、上長との月次面談や定期的なサーベイ等により予兆を把握し早期対応を行い、人材流出の予防及び低減に努めております。また、不正・法令違反リスクについては、鍼灸接骨院運営という事業上、日常業務の中に遵守すべき法令及び制度が多く存在していることから、そのリスクと機会を認識したうえで未然防止に取り組むことが重要であると考えております。そのため、前述の人材育成方針のとおり、啓蒙や研修により従業員のリーガルリテラシーを高めるとともに、内部監査の重点監査項目とすることで、抑止的牽制と検知的牽制を行っております。

なお、これらのリスクと機会の状況や対応策については、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等で協議し、重要な課題については適宜取締役会へ報告される体制を構築しております。

(4) 指標及び目標

指標	目標	実績（最近連結会計年度）
管理的地位に占める女性労働者の割合	15.0%	6.7%
男性労働者の育児休業取得率	80.0%	72.7%
労働者の男女の賃金の差異（注）1	―	67.2%
正規雇用労働者	―	93.7%
非正規雇用労働者	―	104.9%
従業員のエンゲージメントスコア（注）2	80.0以上（維持）	82.2

（注）1．全労働者における男女の賃金の差異は、女性労働者においてパート・アルバイト等の非正規雇用者の占める割合が高いことによるものであります。
2．2025年10月に実施した社内エンゲージメントサーベイの結果を記載しております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 競争環境の変化に関するリスク

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループが属する鍼灸接骨院業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であります。当社グループでは、良好な労働環境の整備や適正な評価制度の運用により優秀な人材の確保・定着を図り、質の高いサービスを提供することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、今後、競合他社のさらなる事業拡大や新規参入、療養費の引下げ改定等により事業環境が悪化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保に関するリスク

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、働き方改革やブランディング、求職者への積極的なアプローチや採用活動、人材育成や人事評価の充実を行い、鍼灸接骨院事業の運営及び拡大に必要となる優秀な国家資格者の確保・定着に努めておりますが、今後、政策転換等による国家資格者数の急速な減少等があった場合には人材の確保が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 人材育成に関するリスク

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、国家資格新規合格者の新卒採用を積極的に行っておりますが、特に採用年度前半は教育研修期間に充てるため、上半期は稼働率低下と人件費及び研修費等の費用増加により営業利益が減少する傾向があります。また、新卒が店舗に配属され実務経験を通じて戦力化が進むことにより店舗の収益性が向上するため、下半期にかけて営業利益が増加する傾向があります。

当社の育成カリキュラムにより早期の戦力化及び収益化を図っておりますが、想定外に育成が遅れた場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、柔道整復師の国家試験が毎年３月上旬、はり師、きゅう師の国家試験が毎年２月下旬に行われ、どちらも合格発表が３月下旬となるため、内定者の国家試験合格率が想定を大幅に下回った場合は、４月入社予定人数を確保できず、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) M&Aに関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、積極的な店舗拡大のための手法のひとつとして、M&Aを行うことがあります。主に偶発債務等のリスクの低い事業譲受スキームを選択し、相手方の財務・法務及び収益性を精査したうえで実行しておりますが、把握しきれなかった簿外債務がディール後に発覚する場合や、店舗運営の移行・引継ぎが計画どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 新規店舗開設に関するリスク

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループでは、新規に店舗を開設する際には、集客の見込める立地を厳選するとともに、居抜き物件の活用等により出店コストの低減を図っておりますが、集客が計画どおりに進まない場合や、想定外の改修費用がかかった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 有利子負債及び金利負担に関するリスク

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループの採用や事業拡大に必要となる資金は、自己資金のほか金融機関からの借入れにより調達しており、2026年３月末時点で総資産に対する有利子負債の比率は32.0%となっております。借入れへの依存度が高まり、急激な金利変動などの金融情勢の変化により金利負担が増加した場合や、資金調達の不調により事業拡大に必要な資金が確保できない場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

鍼灸接骨院運営事業については、「健康保険法」、「柔道整復師法」及び「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」等による法的規制並びに厚生労働省通知等に基づく受領委任制度の適用を受けており、各法的規制の強化又は変更、受領委任取扱いに係る制度・要件の変更等により、院の運営に対して著しく不利となる法改正や制度変更が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

店舗運営等支援事業については、人材紹介事業において「職業安定法」の法的規制を受けております。人材紹介事業を行う子会社では、人材紹介サービスを提供するに当たって、「職業安定法」の定めに基づき厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を受けております。「職業安定法」においては、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む。）が有料職業紹介事業者としての欠格事由及び当該許可の取消事由に該当した場合には、事業の許可を取り消し、又は、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において、これらに抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後運用の不備等により法令義務違反が発生した場合、若しくは新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当該子会社の事業が制約を受ける場合、当社グループの主要な事業活動全体に支障をきたす可能性があり、当社グループの事業運営及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループが広告宣伝を行う際の表現については、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による規制を受けており、法令遵守のため広告の際にはチェックを行っておりますが、万が一法令に違反する行為が行われた場合、当社グループの社会的信用が失墜し、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 鍼灸接骨院運営上のリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループでは、国家資格者への技術研修等により高度な知識と技術を習得させるほか、臨時従業員も含めた従業員に対して顧客対応指導やコンプライアンス教育を実施し、顧客及び従業員からのクレーム防止に努めております。また、療養費の不正請求を防止するため、保険施術に関する業務マニュアルを整備・運用するとともに、新卒から階層ごとに療養費の研修を行い、基礎知識及び倫理観の教育を行っております。さらに、現場での施術録等のダブルチェックや本社での自己点検の実施、内部監査等の多層的なチェック体制により不正請求の防止対策を行っておりますが、万が一重大な過失による施術事故が起きた場合や、療養費の不正請求が発生し行政処分を受けた場合には、顧客からの損害賠償請求や当社グループへの信用の失墜により、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 店舗運営等支援事業の運営上のリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

人材紹介事業におきましては、鍼灸接骨院業界と人材紹介業の双方に精通した人材を配置しておりますが、紹介後の定着不調等による重大なトラブルや、職業安定法上の職業紹介事業許可取消などがあった場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 個人情報の保護に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループでは、鍼灸接骨院運営事業において、個人情報を含む療養費支給申請情報を取扱っております。また人材紹介業務において、求職者の個人情報を取扱っております。保有する個人情報及び個人データに関しては、個人情報保護に関するマニュアルを整備・運用するほか、定期的に教育研修を実施しており、厳重な管理と適正な取扱いを行っておりますが、万が一漏洩等が起きた場合、顧客からの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 内部管理体制に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループでは、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保並びに法令及び各社内規程の遵守を徹底するため、役員・幹部社員によるコンプライアンス遵守意識の醸成や従業員教育の充実、業務権限の分散やチェック体制、内部通報及び早期対応等の仕組みを整備しておりますが、事業拡大により法令等遵守意識や内部管理の仕組みが十分に浸透せず内部管理機能が十分に機能しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定の役職員への依存に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループの従業員は、勤続年数の短い若手が多く、創業者である代表取締役社長根岸靖が経営戦略策定や業務執行について重要な役割を果たしております。「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築を行っておりますが、根岸靖が何らかの理由によって退任し、又は長期離脱を余儀なくされ、適切な後任者の確保ができない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 固定資産の減損に関するリスク

（発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：小）

当社グループは、事業用設備備品等の有形固定資産並びにのれん及びソフトウエア等の無形固定資産を保有しております。保有固定資産については、会計基準に基づき減損判定を実施し、必要なものについては適切に減損処理を行っております。固定資産を取得する際には、収益獲得又は費用削減の効果検証を十分に行っておりますが、今後、予期せぬ事業環境の変化等により保有固定資産の収益性及び資産価値が低下し多額の減損損失が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 感染症の拡大に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループでは、鍼灸接骨院の運営を主たる事業としているため、感染症の流行や拡大が発生した場合、対人接触の忌避や政府による緊急事態宣言の発出等に伴う外出自粛により来院者数が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループは、関東を中心に広く店舗が分散しており、局所的な災害により大きな影響は受けにくい体制となっております。また、ＢＣＰ策定等の対策を講じておりますが、地震や台風等の大規模災害が発生し、本社、店舗及び周辺の電力・交通等のインフラ、又は従業員や顧客等に甚だしい被害が発生した場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 通信ネットワーク及びコンピュータシステムの障害に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社グループが使用する通信ネットワークやコンピュータシステム等については、関連規程類の整備・運用により適切なセキュリティ対策及び運用管理を行っておりますが、自然災害や事故、サイバー攻撃等により予期せぬ障害が発生した場合、店舗営業やＥＣ物販等の正常なサービス提供や管理業務に支障をきたし、それが長期間に及んだ場合には復旧費用や機会損失により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策に関するリスク

（発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中）

当社では、設立以来、剰余金の配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあることから、現時点では内部留保の充実を図り、さらなる企業価値向上に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備に対する投資等の財源として有効活用することが中長期的な利益還元に繋がるものと考えており、今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第19期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は871,454千円となり、前連結会計年度末に比べ39,064千円増加しました。これは主に、売上規模の拡大及び社内の業務チェック体制の強化のため療養費請求時期を後ろ倒ししたことによる売掛金の増加167,581千円、機動的な資金調達の実施と借入金の返済等による現金及び預金の減少137,344千円によるものであります。

固定資産は445,289千円となり、前連結会計年度末に比べ65,382千円増加しました。これは主に、鍼灸接骨院の新規店舗の出店に伴う建物及び構築物の増加35,491千円及び敷金及び保証金の増加26,186千円によるものであります。

この結果、資産合計は1,316,743千円となり、前連結会計年度末に比べ104,447千円増加しました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は658,484千円となり、前連結会計年度末に比べ31,749千円増加しました。これは主に、鍼灸接骨院における施術の回数券やサブスクリプションの取扱いが増加したことによる前受金の増加54,108千円、新規店舗の設備投資等に係る債務の一時的増加による未払金の増加30,524千円、法人税等の中間納付額の増加による未払法人税等の減少57,493千円によるものであります。

固定負債は316,125千円となり、前連結会計年度末に比べ51,935千円減少しました。これは主に、借入金の約定返済による長期借入金の減少54,532千円によるものであります。

この結果、負債合計は974,610千円となり、前連結会計年度末に比べ20,186千円減少しました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は342,132千円となり、前連結会計年度末に比べ124,633千円増加しました。これは、利益剰余金の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における自己資本比率は26.0%となり、前連結会計年度末から8.0ポイント上昇しました。

第20期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は876,936千円となり、前連結会計年度末に比べ5,482千円増加しました。これは主に、売掛金の増加31,314千円、前払費用の増加23,614千円、現金及び預金の減少52,210千円によるものであります。

固定資産は482,875千円となり、前連結会計年度末に比べ37,586千円増加しました。これは主に、有形固定資産の増加23,929千円、投資その他の資産の増加18,351千円によるものであります。

この結果、資産合計は1,359,811千円となり、前連結会計年度末に比べ43,068千円増加しました。

（負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は692,396千円となり、前連結会計年度末に比べ33,911千円増加しました。これは主に、前受金の増加18,365千円、賞与引当金の増加11,420千円によるものであります。

固定負債は266,135千円となり、前連結会計年度末に比べ49,990千円減少しました。これは主に、長期借入金の減少51,503千円によるものであります。

この結果、負債合計は958,531千円となり、前連結会計年度末に比べ16,078千円減少しました。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は401,279千円となり、前連結会計年度末に比べ59,147千円増加しました。これは、利益剰余金の増加によるものであります。

この結果、当中間連結会計期間末における自己資本比率は29.5%となり、前連結会計年度末から3.5ポイント上昇しました。

② 経営成績の状況

第19期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の継続的な拡大を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格の高騰や原材料費の上昇による物価高の中、実質賃金は伸び悩んでおり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ指圧業界においては、人流の回復とともに来院者数の改善傾向が定着いたしました。また、高齢化の進行に伴い、国民の健康意識は従来の「治療」から「予防・機能維持」へと大きくシフトしております。特に、高齢者層を中心に介護予防や生活機能の維持・改善を目的とした施術に対するニーズはますます拡大しており、ヘルスケア関連分野の成長が注目されております。

このような状況のもと、当社グループでは、鍼灸接骨院運営事業において、将来の持続的な成長を確実なものとするため、人的資本への積極的な投資と事業基盤の拡充を最優先課題として取り組んでまいりました。有資格者の積極的な採用を推進することで安定的な店舗運営体制を構築するとともに、次年度以降の店舗展開を見据えた新規出店を加速させてまいりました。あわせて、健康維持・予防のニーズに対応した自費施術のラインナップ拡充や、セルフケアを目的とした物販の強化に注力し、顧客単価の向上と顧客満足度の最大化に努めました。この結果、売上高は2,946,648千円（前期比16.4%増）、セグメント利益は168,559千円（前期比33.9%減）となりました。

店舗運営等支援事業においては、店舗支援事業の療養費請求代行紹介分野でシステムの利便性向上等を通じて会員数の増加及び療養費請求額の拡大に努めた結果、売上は堅調に推移しました。また、人材紹介事業においては、深刻な施術者不足を背景とした市場の拡大に対応し、企業と求職者の双方にとって付加価値の高いマッチングサービスの強化を推進しました。この結果、売上高は33,460千円（前期比23.3%増）、セグメント利益は9,598千円（前期比51.2%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は2,980,109千円（前期比16.5%増）、営業利益は178,157千円（前期比31.9%減）、経常利益は177,435千円（前期比26.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は124,633千円（前期比16.7%減）となりました。

第20期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の継続的な拡大を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、エネルギー価格の高騰や原材料費の上昇による物価高の中、実質賃金は伸び悩んでおり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージ指圧業界においては、高齢化の進行に伴い、国民の健康意識は従来の「治療」から「予防・機能維持」へと大きくシフトしております。特に、高齢者層を中心に介護予防や生活機能の維持・改善を目的とした施術に対するニーズはますます拡大しており、ヘルスケア関連分野の成長が注目されております。

このような状況のもと、当社グループでは、鍼灸接骨院運営事業において、将来の持続的な成長を確実なものとするため、人的資本への積極的な投資と事業基盤の拡充を最優先課題として取り組んでおり、有資格者の積極的な採用を行い安定的な店舗運営体制を構築するとともに新規出店を進め、収益拡大に努めてまいりました。あわせて、健康維持・予防のニーズに対応した自費施術の強化に注力し、顧客単価の向上にも取り組んでまいりました。この結果、売上高は1,695,695千円、セグメント利益は75,754千円となりました。

店舗運営等支援事業においては、店舗支援事業の療養費請求代行紹介分野の会員数及び療養費請求額が安定的に推移した結果、業績は堅調に推移しました。また、人材紹介事業は、深刻な施術者不足を背景に求人企業の人材紹介サービス需要は増加しているものの、人材紹介業者による転職希望者の獲得競争も激化しており、取り扱い案件数が伸び悩むとともに、成約案件も売上計上時期が下期以降となる案件が多く、業績は低調に推移しました。この結果、売上高は13,939千円、セグメント利益は1,050千円となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間における売上高は1,709,635千円、営業利益は76,805千円、経常利益は73,097千円、親会社株主に帰属する中間純利益は59,147千円となりました。

なお、当社は、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第19期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ160,849千円減少し、246,175千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、44,949千円（前連結会計年度比76.9%減）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益167,925千円、減価償却費56,060千円、前受金の増加額54,108千円に対し、売上債権の増加額167,581千円、法人税等の支払額109,144千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、122,721千円（前連結会計年度比33.0%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出74,224千円、敷金及び保証金の差入による支出26,618千円、保険積立金の積立による支出14,440千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、83,077千円（前連結会計年度は46,479千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入50,000千円に対し、長期借入金の返済による支出106,087千円、リース債務の返済による支出15,706千円があったことによるものであります。

第20期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ8,705千円減少し、237,469千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、72,272千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益76,897千円、減価償却費26,922千円、前受金の増加額18,365千円に対し、その他の資産の増加額32,895千円、売上債権の増加額31,314千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、12,038千円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入44,351千円があったものの、有形固定資産の取得による支出37,268千円、敷金及び保証金の差入による支出10,834千円、保険積立金の積立による支出7,220千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、68,940千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出62,963千円があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

ｂ．受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、受注実績の記載を省略しております。

ｃ．販売実績

第19期連結会計年度及び第20期中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第19期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）		第20期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
	金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）
鍼灸接骨院運営事業	2,946,648	116.4	1,695,695
店舗運営等支援事業	33,460	123.3	13,939
合計	2,980,109	116.5	1,709,635

（注）１．セグメント間の取引については相殺消去しております。

２．最近２連結会計年度及び第20期中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第19期連結会計年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

ａ．財政状態の分析

（資産）

流動資産は、売掛金の増加、現金及び預金の減少等により前連結会計年度末に比べ39,064千円増加し、871,454千円となりました。売掛金は、主に売上規模の拡大のほか、社内の業務チェック体制の強化のため療養費請求時期を後ろ倒ししたこと等により167,581千円増加しました。現金及び預金は、主に機動的な資金調達の実施と借入金の返済等により137,344千円減少しました。

固定資産は、建物及び構築物、敷金及び保証金等により前連結会計年度末に比べ65,382千円増加し、445,289千円となりました。これらは、鍼灸接骨院の新規店舗の出店に伴うものであり、建物及び構築物が35,491千円、敷金及び保証金が26,186千円それぞれ増加しました。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ104,447千円増加し、1,316,743千円となりました。

（負債）

流動負債は、前受金の増加、未払金の増加、未払法人税等の減少等により前連結会計年度末に比べ31,749千円増加し、658,484千円となりました。前受金は、鍼灸接骨院における施術の回数券やサブスクリプションの取扱いが増加したことにより54,108千円増加しました。未払金は、新規店舗の設備投資等に係る債務の一時的な増加により30,524千円増加しました。未払法人税等は、法人税等の中間納付額の増加等により57,493千円減少しました。

固定負債は、長期借入金の減少等により前連結会計年度末に比べ51,935千円減少し、316,125千円となりました。長期借入金は、借入金の約定返済により54,532千円減少しました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ20,186千円減少し、974,610千円となりました。

（純資産）

純資産合計は、利益剰余金の増加により前連結会計年度末に比べ124,633千円増加し、342,132千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末から8.0ポイント上昇し、26.0%となりました。

ｂ．経営成績の分析

売上高については、主力の鍼灸接骨院運営事業における積極的な新規出店（12店）と、既存店舗での自費施術メニュー拡充が寄与し、2,980,109千円（前期比16.5%増）となりました。利益面については、ドミナント展開による効率化と高利益率な自費施術の伸長があったものの、採用・教育への投資による人件費増や新規出店に伴う固定費の増加により、営業利益は178,157千円（前期比31.9%減）となりました。

セグメント別の状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

ｃ．経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、成長戦略の進捗を測定するため、主要な経営指標（ＫＰＩ）を設定して注視しております。当該指標と当連結会計年度における実績及び推移は、「１ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

第20期中間連結会計期間（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）

ａ．財政状態の分析

（資産）

流動資産は、売掛金の増加、前払費用の増加、現金及び預金の減少等により前連結会計年度末に比べ5,482千円増加し、876,936千円となりました。売掛金は、売上規模の拡大等により31,314千円増加しました。前払費用は、研修費及び広告宣伝費の前払の増加により23,614千円増加しました。現金及び預金は、営業活動によるキャッシュ・フローは確保しているものの、鍼灸接骨院の新店舗の出店及び借入債務の返済による資金需要から52,210千円減少しました。

固定資産は、有形固定資産の増加、投資その他の資産の増加等により前連結会計年度末に比べ37,586千円増加し、482,875千円となりました。有形固定資産は、鍼灸接骨院の新店舗の出店に向けての造作工事による建設仮勘定の増加等により23,929千円、投資その他の資産は、鍼灸接骨院の新店舗の賃借に伴う敷金の増加により18,351千円増加しました。

この結果、資産合計は前連結会計年度末に比べ43,068千円増加し、1,359,811千円となりました。

（負債）

流動負債は、前受金の増加、賞与引当金の増加等により前連結会計年度末に比べ33,911千円増加し、692,396千円となりました。前受金は、鍼灸接骨院の施術サービスの回数券やサブスクリプションの取扱いの増加により18,365千円、賞与引当金は、従業員数の増加により11,420千円それぞれ増加しました。

固定負債は、長期借入金の減少等により前連結会計年度末に比べ49,990千円減少し、266,135千円となりました。長期借入金は約定返済が進んだことにより51,503千円減少しました。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ16,078千円減少し、958,531千円となりました。

（純資産）

純資産合計は、利益剰余金の増加により前連結会計年度末に比べ59,147千円増加し、401,279千円となりました。これは、親会社株主に帰属する中間純利益の計上によるものであります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末から3.5ポイント上昇し、29.5%となりました。

b．経営成績の分析

売上高については、主力の鍼灸接骨院運営事業における積極的な新規出店（４店）と、既存店舗での自費施術売上が伸長し、1,709,635千円と堅調に推移しました。利益面では、上半期は新卒採用者の研修期間があることから人件費や研修費の負担があったものの、営業利益は76,805千円となりました。

セグメント別の状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要　②　経営成績の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社は、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

c．経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、成長戦略の進捗を測定するため、主要な経営指標（ＫＰＩ）を設定して注視しております。当該指標と当中間連結会計期間における実績及び推移は、「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(4) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源および資金の流動性に関する情報

第19期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

a．キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは44,949千円となり、収入が前期比149,685千円減となりました。これは主に、管理機能の強化のための費用増等により税金等調整前当期純利益が減少したこと（前期比42,931千円減）、療養費の請求時期変更による回収サイト長期化等に伴い売上債権の増減額が増加したこと（前期比50,783千円増）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは△122,721千円となり、支出が前期比30,419千円増となりました。これは主に、鍼灸接骨院の新規店舗の出店に伴い有形固定資産の取得による支出が増加したこと（前期比14,349千円増）、同じく敷金の差入れによる支出が増加したこと（前期比17,828千円増）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、△83,077千円となり、前期の46,479千円の収入から転じて支出となりました。これは主に、長期借入による収入が減少したこと（前期比69,000千円減）、短期借入金の増減額が減少したこと（前期比43,068千円減）よるものであります。

b．資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要のうち主なものは、新規出店に係る設備投資、事業譲受（M&A）資金及び人件費等の運転資金であります。これらに対し、営業活動によるキャッシュ・フローを基本としつつ、必要に応じて金融機関からの借入により機動的に資金を調達しております。当連結会計年度末において、十分な手許流動性と借入枠を確保しており、今後の成長戦略を遂行するための資金は確保されていると認識しております。

第20期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

a．キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの概要については、「(1) 経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社は、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

b．資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要のうち主なものは、新規出店に係る設備投資、事業譲受（M&A）資金及び人件費等の運転資金であります。これらに対し、営業活動によるキャッシュ・フローを基本としつつ、必要に応じて金融機関からの借入により機動的に資金を調達しております。当中間連結会計期間末において、十分な手許流動性と借入枠を確保しており、今後の成長戦略を遂行するための資金は確保されていると認識しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項　（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

5【重要な契約等】

(1) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約

締結年月日	相手方の属性	契約に係る債務の期末残高（千円）	弁済期限	特約の内容
2023年４月28日	地方銀行	31,250	2028年４月	下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により一括返済する。 ・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。 ・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2023年３月期の75%以上に維持すること。
2025年３月31日	地方銀行	100,000	2027年３月	下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により一括返済する。 ・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。 ・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2024年３月期の75%以上に維持すること。

（注）　担保は付されておりません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第19期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は84,160千円であります。設備投資額は全て鍼灸接骨院運営事業に係るものであり、主に鍼灸接骨院の新規店舗の出店に係る造作及び内装工事並びに施術用機器の購入によるものであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第20期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当中間連結会計期間の設備投資の総額は42,205千円であります。設備投資額は全て鍼灸接骨院運営事業に係るものであり、主に鍼灸接骨院の新規店舗の出店に係る造作及び内装工事並びに施術用機器の購入によるものであります。

なお、当中間連結会計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	ソフトウエア	合計	
本社 （東京都新宿区）	鍼灸接骨院運営事業	本社機能	24,049	0	8,871	733	33,653	20 (1)
鍼灸接骨院 （埼玉県狭山市ほか店舗67店）	鍼灸接骨院運営事業	店舗	197,505	0	20,535	2,219	220,260	308 (257)

（注）１．従業員数は就業人員であり、（外書）は臨時従業員の年間平均雇用者数であります。

２．臨時従業員には、アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含みます。

３．現在休止中の主要な設備はありません。

４．上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料（千円）
本社 （東京都新宿区）	鍼灸接骨院運営事業	本社機能	17,667
鍼灸接骨院店舗67店 （埼玉県狭山市ほか）	鍼灸接骨院運営事業	店舗	204,115

なお、第20期中間連結会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等による著しい変動はありません。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】（2026年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

最近日現在において、具体化している重要な設備の新設等計画はありません。

なお、当社は、鍼灸接骨院運営事業において、継続的に鍼灸接骨院の新規出店を進めていくこととしており、年間５店舗の出店を計画しております。ただし、店舗の出店に伴う設備の新設は、個別には重要なものはありません。

2027年３月期においては、最近日現在で既に４店舗出店しており、さらに１店舗の出店計画が具体化しておりますが、重要な設備の新設を伴うものはありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

（注）　2026年８月17日開催の取締役会決議により、2026年９月３日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,800,000株増加し、6,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,500,000	東京証券取引所TOKYO PRO Market 福岡証券取引所Fukuoka PRO Market	単元株式数は100株であります。
計	1,500,000	―	―

（注）　2026年８月17日開催の取締役会決議により、2026年９月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,200,000株増加し、1,500,000株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2026年６月25日
付与対象者の区分及び人数（人）	当社取締役　３ 当社使用人　23
新株予約権の数（個）※	240
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　120,000（注）１、（注）５
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	340（注）２、（注）５
新株予約権の行使期間※	自　2028年６月26日　至　2036年６月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　340（注）５ 資本組入額　170（注）５
新株予約権の行使の条件※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）４

※　2026年６月25日の取締役会において発行が決議され、2026年７月10日に発行しているため、提出日の前月末現在（2026年10月31日）における内容を記載しております。

（注）１．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times1株あたり払込金額}{新規発行前の1株あたりの時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

3．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権の権利行使時において、当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所（ただし、特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されていることを要する。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、調整して決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5．当社は、2026年９月３日付で、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」は、当該株式分割に伴う調整後の数値を記載しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年６月25日（注）１	299,940	300,000	－	3,000	－	－
2026年９月３日（注）２	1,200,000	1,500,000	－	3,000	－	－

（注）１．株式分割（１：5,000）によるものであります。
２．株式分割（１：５）によるものであります。

（４）【所有者別状況】

2026年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	2	3	－
所有株式数（単元）	－	－	－	5	－	－	14,995	15,000	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	0.03	－	－	99.96	100	－

（注）　株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てております。

（５）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　1,500,000	15,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	1,500,000	－	－
総株主の議決権	－	15,000	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと考えており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、中長期的な事業拡大のための資金源として内部留保の充実を優先し、現在まで無配を継続してまいりました。

今後につきましては、内部留保資金を店舗の新規開店や事業譲受、従業員の新規採用・教育等の成長施策に活用するとともに、毎期の業績及び財政状態並びに事業計画を勘案し、内部留保と株主への利益還元とのバランスを図りながら、配当の実施を検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年１回とし、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループのビジョンである「日本全国の施術者の地位向上と業界の発展」に向け、従業員の士気を高め、地域医療の入り口として顧客や地域社会から信頼され、株主や債権者の皆様の信用を守る企業であり続け、以て持続的に企業価値を向上させることを目指しております。そのため、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努め、経営の透明性、公正性及び迅速性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実することにより、「お客様」「取引先」「従業員」「社会」という全てのステークホルダーの利益に配慮のうえ、中長期的な企業価値の向上及び株主価値の最大化の実現に努めます。

②　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ａ．企業統治の体制の概要

イ．取締役会

当社は、根岸靖、田嶋将大及び眞木裕の３名の常勤取締役（全て業務執行取締役）並びに三谷淳（非常勤・社外取締役）の、計４名で構成される取締役会を設置しております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、「職務権限規程」、「取締役会規程」その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役会及び監査役

当社は、常勤監査役福野美和並びに加藤裕司及び山﨑和弘の２名の非常勤監査役の、計３名（全て社外監査役）で構成される監査役会を設置し、日常的な経営活動の監査を効率的かつ組織的に行っております。なお、定例監査役会が毎月１回、その他必要に応じて臨時監査役会が開催され、取締役の法令及び定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は、「監査役会規程」に基づき、重要書類の閲覧及び役職員への質問等の手続きをとおして、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査人

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

ニ．内部監査

当社は、独立した内部監査専任部門は設けておりませんが、社長が任命する内部監査責任者及び内部監査担当者が、「内部監査規程」に基づき監査計画を作成のうえ、業務監査を行っております。内部監査責任者及び内部監査担当者は、自己の属する部門の監査は担当せず、クロス監査を行うことにより、独立性と実効性を確保しております。

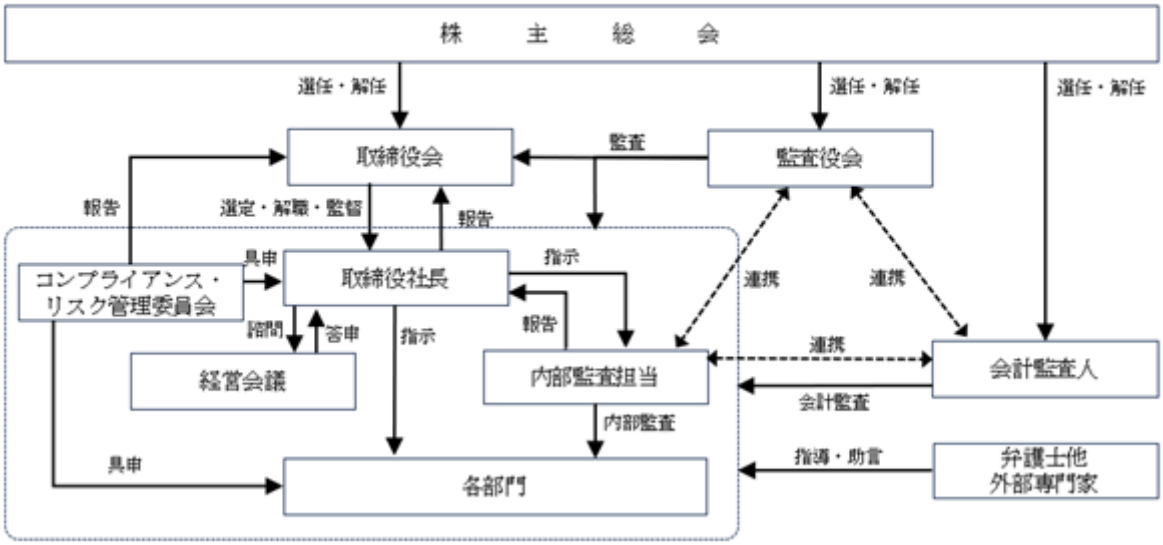
ホ．コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の報告・共有・審議を行い、コンプライアンス推進及びリスク管理を推進することを目的として、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下「ＣＲ委員会」という。）を設置しております。ＣＲ委員会は、社長（根岸靖）を委員長、管理担当取締役（眞木裕）を副委員長とし、常勤取締役（田嶋将大）、常勤監査役（福野美和）及び内部監査責任者（篠﨑翔平）を常任の委員として構成されており、原則として四半期に１回定期会合を開催するほか、必要な場合は委員長の招集により都度開催することとしております。

ヘ．経営会議

当社は、社長の諮問機関として、常勤取締役（取締役社長根岸靖、取締役田嶋将大及び取締役眞木裕）、常勤監査役（福野美和）、各部門の部門長及び部長職並びに子会社社長から構成される経営会議を設置しております。経営会議は、原則月１回の定期開催のほか、必要に応じて都度開催し、経営に関する方針及び全社的重要事項を審議するとともに、重要事項の報告・共有を行い、意思決定プロセスと業務執行の効率化を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



b．当該体制を採用する理由

当社は、当社グループの事業内容及び会社規模に鑑み、効率的な経営の追求と経営監視機能が適切に機能する体制を確保することを目的として、企業統治の体制を整備する方針としております。

現在の当社の状況を鑑みると、当社の事業や内部情報に精通している社内取締役及び専門的かつ豊富な知識と経験を有する社外取締役で構成される取締役会と、社外監査役を含む監査役会による企業統治体制が適切と考えております。なお、業務執行の決定を行う取締役会と、取締役の業務執行状況監査を行う監査役会を切り分けることで、より牽制機能を発揮することができると考え、監査役会設置会社を選択しております。

また、独立したＣＲ委員会を設置することでコンプライアンス推進及びリスク管理の実効性の担保を図っているほか、経営会議を設置することで意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

③　企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの全体的な体制の整備は管理部が行い、役員をはじめとして各部門及び拠点の責任者が、従業員に対し、法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の管理監督を行う体制を整備しております。また、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働く体制を整備しております。

当社の内部統制システム構築の基本方針は、次のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

ⅱ．取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ⅲ．コンプライアンスの状況は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下「ＣＲ委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されなければならない。各部門長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ⅳ．取締役社長直轄の内部監査担当を設置する。内部監査担当は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、監査役と連携し定期的に監査を実施し、その結果を取締役社長及び取締役会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部を窓口として定め、適切に対応する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ⅱ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直す。

ⅱ．リスク情報等については取締役会、経営会議、ＣＲ委員会等を通じて各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行う。

ⅲ．不測の事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ⅳ．内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役社長及び取締役会に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．取締役会は月に１回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ⅱ．取締役は、取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また、経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ取締役会に対し経営政策、経営戦略を進言する。

ⅲ．「業務分掌規程」により明確化された業務分掌により業務運営を行う体制とするとともに、「職務権限規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図るとともに、迅速性及び効率性を確保する。

ホ．当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用し、必要な子会社への指導、支援を実施する。

ⅱ．監査役及び内部監査担当は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査結果については、取締役社長及び取締役会に報告する。

ⅲ．子会社管理を担当する取締役及び担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行う。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況は、「関係会社管理規程」に基づき定期的に報告を受ける。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ⅰ．監査役は、その職務を補助する使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を命ずるとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

ⅱ．当該使用人の人事異動については、監査役の事前同意又は事前協議を要することとする。

ト．監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

取締役及び部門長等は、監査役の職務を補助する使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

ⅱ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

リ．子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

ⅰ．子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。また、子会社にて発生した事項について、当社の子会社管理担当部署を通じて当社の監査役に対して報告する体制を整備する。

ⅱ．子会社の取締役及び使用人並びに当社の子会社管理担当取締役等に対して、当社の監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求めた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。

ⅲ．子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を、当該監査役を通じて適時適切に当社監査役会に報告する。

ヌ．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

ル．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、監査役及び補助使用人の職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、担当部署において審議の上、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。

ヲ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ．監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

ⅱ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど、必要な連携を図ることとする。

ワ．財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」並びに財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程を定め、これらに基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

カ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制の整備

ⅰ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」等に明文化し社内に周知する。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ⅱ．反社会的勢力対応の統括部署は管理部とし、管理部において情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役及び使用人が基本方針及び「反社会的勢力排除規程」を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための「反社会的勢力対応マニュアル」等の対応方法を整備し、社内周知する。

ⅲ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

ｂ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」及び「危機対応規程」に基づきリスク管理体制を整備しており、管理部を統括部門としてリスク対応と平時の危機対応を行い、危機が発生した場合は社長をトップとする危機対策本部を設置し、有事の対応にあたることとしております。

また、常勤取締役、常勤監査役及び内部監査責任者で構成するＣＲ委員会を設置しており、定期的にリスク管理全般に関する重要事項の報告・共有・審議を行っており、情報の収集・分析・評価・再発防止策の策定までの一連の活動を推進することとしております。

また、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております

ｃ．責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く）との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ｄ．取締役及び監査役の定数

当社の取締役は７名以内、監査役は４名以内とする旨を定款で定めております。

ｅ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

ｆ．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を保証する内容であります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

ｇ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

ｈ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

ｉ．中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ｊ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

④　取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
根岸　靖	代表取締役社長	16回	16回
田嶋　将大	取締役営業部長	16回	16回
眞木　裕	取締役管理部長	16回	16回
三谷　淳	取締役（社外・非常勤）	16回	16回

取締役会における具体的な検討内容は、次のとおりであります。

区分	主な検討内容
経営戦略に関する事項	中期経営計画
財務・決算に関する事項	予算、業績予想、業績の進捗状況、決算
企業統治に関する事項	企業統治体制、役員体制、関連当事者取引、内部統制に関する事項
経営上の重要な事項	重要な規程類、重要な人事、重要な契約、重要な費用の支出、重要な資金調達
その他	サステナビリティに関する取組状況

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性6名　女性1名（役員のうち女性の比率14.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 社長	根岸　靖	1975年４月４日	1998年４月　コナミスポーツクラブ株式会社入社 2004年４月　医療法人社団くまくぼ整形外科入職 2006年４月　接骨院開業 2007年９月　当社設立　代表取締役社長（現任） 2014年１月　株式会社セカンドジョブ設立　代表取締役（現任） 2018年11月　株式会社ＪＩＮ（後に当社が吸収合併）　代表取締役 2021年12月　一般社団法人全国治療家アシスト協会　代表理事 2023年４月　株式会社全国治療家アシスト協会　代表取締役社長（現任）	（注）３	1,499,000
取締役 営業部長	田嶋　将大	1991年８月20日	2012年４月　ひだか接骨院入職 2017年11月　当社入社 2021年12月　一般社団法人全国治療家アシスト協会　理事 2023年６月　当社　取締役管理部長 2024年４月　当社　取締役営業部長（現任）	（注）３	－
取締役 管理部長	眞木　裕	1987年４月２日	2010年４月　当社入社 2021年12月　一般社団法人全国治療家アシスト協会　理事 2024年４月　当社　取締役管理部長（現任）	（注）３	－
取締役	三谷　淳	1975年７月10日	2000年４月　弁護士登録 山下法律事務所入所 2006年10月　三谷総合法律事務所（現　未来創造弁護士法人）　代表弁護士（現任） 2016年３月　株式会社エイアンドティー　取締役（監査等委員） 2017年９月　株式会社あつまる　監査役 2018年８月　株式会社未来創造コンサルティング　代表取締役（現任） 2022年12月　ＮＡＳホールディングス株式会社　監査役 2022年12月　株式会社ＬＯＯＰＬＡＣＥ　取締役（監査等委員）（現任） 2023年６月　当社　取締役（現任） 2025年４月　株式会社ロールーム　代表取締役（現任） 2025年12月　ＮＡＳホールディングス株式会社　取締役（現任） 2026年８月　株式会社彩プロダクツ　取締役（現任）	（注）３	－
常勤監査役	福野　美和	1985年３月６日	2010年12月　弁護士登録 2011年１月　鳥飼総合法律事務所入所 2023年１月　ＴＨ総合法律事務所入所 2025年６月　当社　常勤監査役（現任） 2026年１月　東京総合法律事務所入所（現任）	（注）４	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役	加藤　裕司	1988年３月27日	2010年２月　新日本有限責任監査法人（現　EY新日本有限責任監査法人）入所 2013年10月　公認会計士登録 2015年１月　加藤裕司公認会計士事務所開設　代表（現任） 2018年10月　税理士法人グランサーズ入所 2019年５月　グランサーズベンチャーサポート株式会社　代表取締役 2021年４月　グランサーズ株式会社転籍 2023年３月　合同会社タスフル設立　代表社員（現任） 2023年５月　株式会社ダイブ入社 2023年６月　当社　監査役（現任） 2024年７月　株式会社ダイブ　経営企画部長（現職）	（注）５	－
監査役	山﨑　和弘	1954年９月８日	1982年４月　アメリカン　ファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバス　日本支店入社 1999年10月　同社　日本支店経理部長 アフラック保険サービス株式会社　監査役（兼任） 2002年１月　アメリカン　ファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバス　日本支店　内部監査部長 2006年４月　同社　日本支店執行役員 2012年１月　同社　日本支店常務執行役員 2017年１月　同社　日本支店顧問 アフラック・アセット・マネジメント株式会社　監査役 日本法人化準備生命保険株式会社（現アフラック生命保険株式会社）　監査役 2018年４月　アフラック生命保険株式会社　常勤監査役 2025年６月　当社　監査役（現任）	（注）４	－
計					1,499,000

（注）１．取締役三谷淳は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役福野美和、加藤裕司及び山﨑和弘は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．2026年３月期に係る定時株主総会終結の時から2028年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．2025年３月期に係る定時株主総会終結の時から2029年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
５．2024年３月期に係る定時株主総会終結の時から2028年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役１名及び社外監査役３名を選任しております。

社外取締役及び社外監査役と当社との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ取締役会の透明性を担っており、また、社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役三谷淳は、弁護士であり、法律家としての専門知識と幅広い見識に基づき、独立した立場から法務面のみならず当社の業務執行全般に対する監督、助言等をいただくことを期待して選任しております。

社外監査役福野美和は、弁護士であり、法律に関する専門的な知識を有しているほか、企業法務やコンプライアンスに関する豊富な顧問経験を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけることを期待して選任しております。

社外監査役加藤裕司は、公認会計士であり、大手監査法人や税理士法人等での勤務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけることを期待して選任しております。

社外監査役山﨑和弘は、大手生命保険会社の経理・財務部門及び内部監査部門における長年の経験のほか、常勤監査役としての経験を有しており、また、米国公認会計士、公認内部監査人等の資格を有しております。これらの知見等を取締役の意思決定及び業務執行状況に関する監査に生かし、独立した立場から当社の経営判断の合理性並びに経営の透明性及び健全性の確保に貢献いただけることを期待して選任しております。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、福岡証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準等も踏まえ、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、経歴や当社との関係等を考慮したうえで、独立性が確保できる社外役員を選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、専門的な知見に基づき独立した立場から取締役の業務執行に対する監視機能を果たしており、取締役会における発言等をとおして多角的な議論を可能とすることで、ガバナンスの実効性を高めております。また、取締役会において、内部監査の実施状況及び結果、監査役監査の概要、会計監査人の監査の状況について報告を受け、必要に応じて意見交換を実施し、監督機能の実効性を高めております。

当社の社外監査役は、取締役会に出席し、取締役の業務執行状況の報告や決議事項の審議をとおして監査の実効性を高めるほか、会計監査人から監査計画、監査の実施状況及び結果等の報告を受け、意見交換を行い、相互の連携を高めております。

社外監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、四半期ごとに三様監査ミーティングを実施し、情報の共有・協議を行い、監査の強化・効率化を図っております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会において、内部統制部門（管理部）より内部統制システム構築の基本方針、財務報告に係る内部統制の基本方針・基本計画等の説明を受け、関連議案の質疑・審議を行うことで、内部統制の整備・運用状況を監督しております。

（３）【監査の状況】

①　監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役３名（全て社外監査役）で構成しております。

監査役は、取締役会及びその他の会議への出席や、重要書類の閲覧を行い、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査するほか、定期的に代表取締役及び業務執行取締役との意見交換を行い、また、会計監査人及び内部監査責任者との情報交換を実施することで、取締役の職務執行を不足なく監査できる体制を確保しております。

また、社外監査役加藤裕司は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有していることから、それらを当社の監査役監査に生かしていただいております。

最近事業年度において当社は監査役会を10回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
福野　美和（常勤・社外）	10回	10回
加藤　裕司（非常勤・社外）	10回	10回
山﨑　和弘（非常勤・社外）	10回	10回

（注）　当社は、2025年６月20日に監査役会を設置しております。

監査役会における具体的な検討内容は、監査役会の職務の執行のための必要な監査方針、監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況の確認、取締役の職務執行状況の確認、取締役会の意思決定プロセスの確認、サステナビリティに関する取組状況、会計監査人の選任適否の決定、会計監査人報酬に関する同意判断、監査報告に関する事項等であります。

常勤監査役の活動としては、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及びその他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況の調査を実施しております。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

②　内部監査の状況

当社における内部監査は、「内部監査規程」に基づき、社長直轄の複数名の内部監査担当者（うち、責任者１名）が年度監査計画を策定のうえ実施しており、組織、制度及び業務の運営が法令等、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証・評価しております。鍼灸接骨院の運営という当社グループの事業特性から、法令等の遵守や個人情報の厳格な管理が特に重要であると認識しており、鍼灸接骨院の各店舗については、３年で全店舗を網羅するローテーション計画を組み監査を実施しております。なお、各内部監査担当者は、自己の属する部門の監査を担当しないことで、相互に牽制する体制をとっております。

監査項目については、年度監査計画において選定した重点監査項目を基本とし、社内で発生したインシデントや他社で発生した事故等を踏まえ、適宜追加しております。また、重点監査項目は、社内分析と外部統計データを基にコンプライアンス・リスク管理委員会にて検討・取り纏めを行ったリスク分析結果用い、当社の事業内容、業務分掌、職務権限及び業務フロー等を勘案したリスクアプローチにより重点監査項目を選定しております。

監査結果につきましては、内部監査責任者より社長に対し報告し、必要に応じて改善提案を行っております。改善を要する事項があった場合は、社長より各部門長へ改善指示書を発する体制をとっており、その改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。さらに、定期的に内部監査責任者から取締役会に直接報告する機会を設けており、内部監査の独立性の確保を図っております。

また、内部監査責任者は、定期的に監査役及び会計監査人と情報交換、意見交換等を実施し、相互に連携を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

③　会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

監査法人コスモス

ｂ．継続監査期間

３年

c．業務を執行した公認会計士

代表社員　業務執行社員　　新開　智之
業務執行社員　　外山　雄一

d．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士４名、その他２名

e．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の独立性及び専門性、品質管理体制、監査体制並びに監査報酬の妥当性等を確認して評価を行い、選定について判断しております。

また、会計監査人の独立性、専門性、品質管理体制及び職務の執行状況等を総合的に勘案し、当該会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性・透明性をより高めるために変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に対して当該議案を株主総会の目的とすることを求めます。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任の旨及びその理由を株主総会に報告します。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人の品質管理体制、独立性、監査品質・職務遂行状況、報酬の妥当性、コミュニケーション、不正リスク等を基本的な評価項目として総合的に評価を行うこととしており、その結果、監査法人コスモスが当社の会計監査人として適任であると判断いたしました。

④　監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	14,240	－	16,600	－
連結子会社	－	－	－	－
計	14,240	－	16,600	－

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（ａを除く）

該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

当社グループの事業規模及び当社グループ固有の取引等を勘案し、監査計画に基づく監査報酬の見積り内容を検討したうえで、監査役会の同意を得て監査報酬額を決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査役監査基準に基づき取締役及び会計監査人等から必要な資料を入手又は報告を受け、非監査業務の委託状況（該当がある場合はその報酬の妥当性を含む）を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、報酬見積りの算定根拠、監査担当者その他監査契約の内容について不適切な点がないかを検証し、監査法人等の選定及び報酬等について意見があるときは取締役に意見の内容及び理由について説明したうえで、協議を行い検討しております。

上記の検討を行い総合的に判断した結果、妥当と判断されたことから、監査役会は会計監査人の報酬等に同意いたしました。

（４）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

・取締役の報酬

当社は、2024年４月30日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。また、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、2026年６月25日開催の第19回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,200千円以内と決議いただいております。

なお、取締役の報酬等の額については、2026年５月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方法と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう、当社の業績とも連動した報酬体系とし、各取締役の役位、職責及び業績等を踏まえた基本報酬及び業績連動報酬（賞与）から構成する。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

ｂ．基本報酬の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は金銭報酬とし、役位、職責、経営への貢献度その他会社の業績等を総合考慮して決定する。

基本報酬の支給は、月例の固定報酬とする。

ｃ．業績連動報酬の額の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬は金銭報酬とし、年度の連結業績及び個別目標（以下「業績目標」という。）の達成率に応じて算出された額とする。

業績目標の指標は、継続的成長を前提とする事業計画・利益に連動した報酬制度とするため、連結売上高及び連結営業利益とし、無役取締役についてはこれらの他に持続的な成長への寄与度を勘案して設定した個別目標を含むものとする。なお、具体的な指標、ウェイト及び達成度による変動幅については、経営環境の変化に応じて、役員報酬事務局の答申に基づき取締役会にて決定するものとする。

業績連動報酬を支給する場合は、賞与として、毎年一定の時期に支給する。

ｄ．報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役（社外取締役を除く。）について、報酬等の種類ごとの割合は、業績目標100%達成時において、取締役の職位ごとに、次の割合をおおよその目安とする。

・代表取締役　　基本報酬85：業績連動報酬15
・取締役（無役）　　基本報酬90：業績連動報酬10

ｅ．取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

各取締役の具体的な基本報酬の額並びに賞与の個人別の業績評価及び額については、社外取締役及び非常勤の社外監査役のほか、代表取締役を除く業務執行取締役で構成される（ただし、その過半数を社外役員とする。）役員報酬事務局において評価・算定を行い、その結果を基に、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長根岸靖が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、役員報酬事務局の答申を得たうえで、決定するものとする。取締役会は、代表取締役社長による決定が本方針に沿ったものであることを確認するものとする。

なお、上記方針は、2026年５月14日の取締役会決議にて決定したものであり、最近事業年度における取締役の個別報酬等については、各取締役の職務内容、貢献度、業績等を総合的に勘案し、2025年６月20日開催の取締役会にて決定しております。

・監査役の報酬

当社は、2025年６月20日開催の第18回定時株主総会において、監査役の金銭報酬の額を年額18,000千円以内と決議いただいております。

監査役の報酬は、職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案の上、監査役会による協議に基づき決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（社外取締役を除く。）	92,200	92,200	―	―	3
監査役（社外監査役を除く。）	―	―	―	―	―
社外役員	13,700	13,700	―	―	4

（注） 固定報酬には、確定拠出年金の掛金が含まれております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等
報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

（５）【株式の保有状況】
該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

（1）【人材戦略に関する基本方針等】

① 人材戦略

当社グループは、優秀な人材の確保を、継続的な成長を実現するための経営上の重要項目のひとつと捉えております。

積極的な新規出店により事業拡大を進めておりますが、そのためには人材の確保が必要となります。また、店舗の売上を最大化するためには、鍼灸接骨院の現場の有資格者だけでなくバックオフィスも含め、優秀な人材が必要となります。

そのため、人材採用、人材育成及び社内環境整備に関する方針を定め、人的資本への投資を積極的に行っております。

なお、人材戦略の詳細は、「第２　事業の状況　２　サステナビリティに関する考え方及び取組　(2) 戦略」に記載のとおりであります。

② 従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針

当社グループは、持続的な成長を実現する「人的資本経営」を推進しており、人材を企業価値向上の源泉である重要な経営資本と位置付けております。当社グループにおける従業員の給与等の額及び内容については、人材の確保、育成、定着を図り、持続的な成長を実現することを目的として決定しております。

a．正社員

正社員の賃金体系は、月例給与（基本給・諸手当）及び年２回の賞与により構成されております。月例給与は固定給とし、賞与は評価対象期間における会社業績及び個人評価に基づき支給いたします。

給与等の水準の決定にあたっては、職務内容、職責、能力及び成果等を総合的に勘案するとともに、世間水準や業界水準、当社グループの経営環境等を踏まえ、適正な水準の維持に努めております。

また、人事評価にあたっては、明確な評価項目、評価基準及び評価プロセスが備わった当社独自の人事評価制度により、年２回の評価を行っております。個人の能力及び組織への貢献を適切に評価した、公平性及び透明性のある評価結果に基づき、年２回の昇降格及び給与改定の機会を設けております。

さらに、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、優秀な人材の定着を図るインセンティブとして、一定の役職以上の従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

b．臨時雇用者

臨時雇用者の賃金体系は、時給制による月例給与としております。初任時給は世間水準や地域ごとの最低賃金、個別の経験・スキルに基づき設定しております。採用後の給与改定については、契約更新時の評価や勤務実績等に基づき決定しております。

（2）【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
鍼灸接骨院運営事業	378　(288)
店舗運営等支援事業	2　(－)
合計	380　(288)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．従業員数が最近１年間で55人増加しておりますが、主として事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

② 提出会社の状況

2026年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
378 （288）	28.5	2.9	3,613	△6.8

セグメントの名称	従業員数（人）
鍼灸接骨院運営事業	378 （288）
合計	378 （288）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．従業員数が最近１年間で54人増加しておりますが、主として事業拡大に伴う積極的な新規採用によるものであります。

③ 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

④ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ａ．提出会社

最近事業年度					補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注）1	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）2	労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注）1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
6.7	72.7	67.2	93.7	104.9	（注）3

（注）1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3．パート・有期労働者につきましては、店舗の受付スタッフが主であり、業務内容及び勤務形態の違いから正規雇用労働者に比べ低賃金となっております。店舗の受付スタッフの大半は女性労働者であることから、全労働者で見ると、男女の賃金差異は大きくなっております。

ｂ．連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第１種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）及び当連結会計年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）及び当事業年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる期中レビューを受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構や監査法人等が主催する研修への参加、関連専門書の購読による知識の習得等を継続的に実施しております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	427,024	289,679
売掛金	※4 362,948	530,530
商品	1,650	5,298
貯蔵品	1,148	1,585
前払費用	37,346	42,923
未収入金	2,878	1,791
その他	1,591	2,793
貸倒引当金	△2,200	△3,150
流動資産合計	832,389	871,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	191,632	227,123
機械装置及び運搬具（純額）	2,445	0
工具、器具及び備品（純額）	17,205	29,406
土地	744	744
リース資産（純額）	24,662	19,567
建設仮勘定	―	211
有形固定資産合計	※1 236,689	※1 277,053
無形固定資産		
ソフトウエア	6,752	2,952
のれん	14,122	8,007
無形固定資産合計	20,875	10,959
投資その他の資産		
敷金及び保証金	61,999	88,186
長期前払費用	4,698	5,875
繰延税金資産	6,427	14,786
その他	49,215	48,426
投資その他の資産合計	122,341	157,276
固定資産合計	379,906	445,289
資産合計	1,212,295	1,316,743

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,521	6,523
短期借入金	※2,※3,※4 131,284	※2,※3 120,000
１年内返済予定の長期借入金	※3 91,916	※3 90,394
リース債務	15,015	10,409
未払法人税等	71,848	14,355
未払消費税等	41,837	39,979
未払金	63,952	94,477
未払費用	81,585	97,788
前受金	73,095	127,203
賞与引当金	34,375	42,423
ポイント引当金	1,137	843
その他	14,166	14,087
流動負債合計	626,734	658,484
固定負債		
長期借入金	※3 246,149	※3 191,617
リース債務	13,485	9,216
資産除去債務	103,011	113,945
その他	5,416	1,346
固定負債合計	368,061	316,125
負債合計	994,796	974,610
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,000	3,000
利益剰余金	214,499	339,132
株主資本合計	217,499	342,132
純資産合計	217,499	342,132
負債純資産合計	1,212,295	1,316,743

【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	237,469
売掛金	561,844
商品	5,448
貯蔵品	1,902
前払費用	66,538
未収入金	1,442
その他	5,638
貸倒引当金	△3,350
流動資産合計	876,936
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	229,860
その他（純額）	71,121
有形固定資産合計	300,982
無形固定資産	
ソフトウエア	1,261
のれん	5,004
無形固定資産合計	6,265
投資その他の資産	175,627
固定資産合計	482,875
資産合計	1,359,811

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	10,140
短期借入金	120,000
１年内返済予定の長期借入金	78,934
リース債務	6,661
未払法人税等	18,193
未払消費税等	31,884
未払金	100,513
未払費用	105,508
前受金	145,568
賞与引当金	53,843
ポイント引当金	196
その他	20,952
流動負債合計	692,396
固定負債	
長期借入金	140,114
リース債務	6,987
資産除去債務	118,536
その他	496
固定負債合計	266,135
負債合計	958,531
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,000
利益剰余金	398,279
株主資本合計	401,279
純資産合計	401,279
負債純資産合計	1,359,811

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
売上高	※1 2,558,214	※1 2,980,109
売上原価	1,667,957	1,947,733
売上総利益	890,256	1,032,376
販売費及び一般管理費	※2 628,787	※2 854,218
営業利益	261,469	178,157
営業外収益		
受取利息及び配当金	162	607
補助金収入	641	7,096
償却債権取立益	500	―
祝金受取額	700	―
その他	1,009	378
営業外収益合計	3,012	8,081
営業外費用		
支払利息	19,231	8,152
その他	2,454	651
営業外費用合計	21,685	8,804
経常利益	242,796	177,435
特別利益		
固定資産売却益	―	※3 203
固定資産受贈益	5,557	―
特別利益合計	5,557	203
特別損失		
上場関連費用	31,472	―
固定資産除売却損	―	0
減損損失	※4 6,025	※4 9,427
事業譲渡損	―	285
特別損失合計	37,497	9,713
税金等調整前当期純利益	210,856	167,925
法人税、住民税及び事業税	72,293	51,651
法人税等調整額	△11,066	△8,359
法人税等合計	61,226	43,291
当期純利益	149,630	124,633
親会社株主に帰属する当期純利益	149,630	124,633

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
当期純利益	149,630	124,633
包括利益	149,630	124,633
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	149,630	124,633

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	1,709,635
売上原価	1,124,633
売上総利益	585,001
販売費及び一般管理費	※ 508,196
営業利益	76,805
営業外収益	
受取利息及び配当金	491
補助金収入	1,148
その他	827
営業外収益合計	2,466
営業外費用	
支払利息	4,313
その他	1,860
営業外費用合計	6,174
経常利益	73,097
特別利益	
事業譲渡益	3,800
特別利益合計	3,800
特別損失	
固定資産除売却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前中間純利益	76,897
法人税等	17,750
中間純利益	59,147
親会社株主に帰属する中間純利益	59,147

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	59,147
中間包括利益	59,147
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	59,147

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	3,000	64,868	67,868	67,868
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		149,630	149,630	149,630
当期変動額合計	－	149,630	149,630	149,630
当期末残高	3,000	214,499	217,499	217,499

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	3,000	214,499	217,499	217,499
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		124,633	124,633	124,633
当期変動額合計	－	124,633	124,633	124,633
当期末残高	3,000	339,132	342,132	342,132

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	210,856	167,925
減価償却費	57,308	56,060
のれん償却額	6,065	6,065
貸倒引当金の増減額（△は減少）	700	950
賞与引当金の増減額（△は減少）	8,014	8,048
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△3,460	△293
受取利息及び受取配当金	△162	△607
支払利息	19,231	8,152
固定資産売却益	－	△203
固定資産受贈益	△5,557	－
固定資産除売却損益（△は益）	－	0
補助金収入	△641	△7,096
減損損失	6,025	9,427
事業譲渡損益（△は益）	－	285
売上債権の増減額（△は増加）	△116,797	△167,581
棚卸資産の増減額（△は増加）	982	△4,086
仕入債務の増減額（△は減少）	4,057	2
前受金の増減額（△は減少）	20,852	54,108
その他の資産の増減額（△は増加）	△3,901	△10,256
その他の負債の増減額（△は減少）	13,436	32,676
小計	217,009	153,577
利息及び配当金の受取額	162	602
利息の支払額	△18,415	△7,183
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△4,763	△109,144
補助金の受取額	641	7,096
営業活動によるキャッシュ・フロー	194,634	44,949
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△28,900	△9,600
定期預金の払戻による収入	20,000	－
有形固定資産の取得による支出	△59,875	△74,224
有形固定資産の売却による収入	－	1,780
無形固定資産の取得による支出	△526	－
敷金及び保証金の差入による支出	△8,789	△26,618
敷金及び保証金の回収による収入	－	383
保険積立金の積立による支出	△14,209	△14,440
投資活動によるキャッシュ・フロー	△92,301	△122,721
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	31,784	△11,284
長期借入れによる収入	119,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△86,823	△106,087
リース債務の返済による支出	△17,482	△15,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,479	△83,077
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	148,811	△160,849
現金及び現金同等物の期首残高	258,212	407,024
現金及び現金同等物の期末残高	※ 407,024	※ 246,175

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	76,897
減価償却費	26,922
のれん償却額	3,002
貸倒引当金の増減額（△は減少）	200
賞与引当金の増減額（△は減少）	11,420
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△647
受取利息及び受取配当金	△491
支払利息	4,313
固定資産除却損	0
補助金収入	△1,148
事業譲渡損益（△は益）	△3,800
売上債権の増減額（△は増加）	△31,314
棚卸資産の増減額（△は増加）	△466
仕入債務の増減額（△は減少）	3,617
前受金の増減額（△は減少）	18,365
その他の資産の増減額（△は増加）	△32,895
その他の負債の増減額（△は減少）	14,834
小計	88,809
利息及び配当金の受取額	444
利息の支払額	△3,705
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△14,424
補助金の受取額	1,148
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,272
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△800
定期預金の払戻による収入	44,351
投資有価証券の取得による支出	△1,000
有形固定資産の取得による支出	△37,268
有形固定資産の売却による収入	361
無形固定資産の取得による支出	△115
敷金及び保証金の差入による支出	△10,834
敷金及び保証金の回収による収入	2,390
保険積立金の積立による支出	△7,220
資産除去債務の履行による支出	△1,903
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,038
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△62,963
リース債務の返済による支出	△5,977
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68,940
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△8,705
現金及び現金同等物の期首残高	246,175
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 237,469

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　２社

(2) 連結子会社の名称　　株式会社治療家コネクト
株式会社全国治療家アシスト協会

なお、すべての子会社を連結しているため、非連結子会社はありません。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
商品　　移動平均法
貯蔵品　　個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額をもって費用処理をしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

会社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、取引価格の算定において、変動対価が含まれる契約はなく、取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約も有しておりません。

① 鍼灸接骨院運営事業

鍼灸接骨院を運営しており、施術サービスの提供を履行義務として識別しております。顧客への施術サービスの提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院を利用する顧客向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具等の商品をＥＣサイトにて販売しております。注文を受けた商品の顧客への引き渡しを履行義務として識別しており、顧客から注文を受けた商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時点から商品の支配が顧客に移転するまでの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

② 店舗運営等支援事業

療養費請求代行機関に対して、請求代行サービス利用者の紹介を行っております。紹介した利用者による請求代行サービスの利用に応じて紹介手数料を受領していることから、当該利用者が請求代行サービスを利用することを条件とした利用者紹介を履行義務として識別しております。当該利用者が療養費請求代行機関に対して月次の療養費支給申請書を提出し、請求代行サービスを利用した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院に携わる専門職の採用需要がある顧客に対して、転職希望者を紹介するサービスを展開しております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスであるため、紹介した人材が顧客の管理監督の下、使用できる状態になった時点（紹介した人材が入社をした時点）で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　２社

(2) 連結子会社の名称　　株式会社治療家コネクト
株式会社全国治療家アシスト協会

なお、すべての子会社を連結しているため、非連結子会社はありません。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品　　移動平均法

貯蔵品　　個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額をもって費用処理をしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

会社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、取引価格の算定において、変動対価が含まれる契約はなく、取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約も有しておりません。

① 鍼灸接骨院運営事業

鍼灸接骨院を運営しており、施術サービスの提供を履行義務として識別しております。顧客への施術サービスの提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院を利用する顧客向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具等の商品をＥＣサイトにて販売しております。注文を受けた商品の顧客への引き渡しを履行義務として識別しており、顧客から注文を受けた商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時点から商品の支配が顧客に移転するまでの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

② 店舗運営等支援事業

療養費請求代行機関に対して、請求代行サービス利用者の紹介を行っております。紹介した利用者による請求代行サービスの利用に応じて紹介手数料を受領していることから、当該利用者が請求代行サービスを利用することを条件とした利用者紹介を履行義務として識別しております。当該利用者が療養費請求代行機関に対して月次の療養費支給申請書を提出し、請求代行サービスを利用した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院に携わる専門職の採用需要がある顧客に対して、転職希望者を紹介するサービスを展開しております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスであるため、紹介した人材が顧客の管理監督の下、使用できる状態になった時点（紹介した人材が入社をした時点）で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

（重要な会計上の見積り）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	29,230

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に定める会社分類に基づき、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
有形固定資産	236,689
無形固定資産	20,875
減損損失	6,025

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉鎖等の意思決定を行った店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定されており、正味売却価額は資産グループの売却見込額から処分費用見込額を控除することで算定され、使用価値は各店舗の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに基づいて算定されております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、販促強化等の各種施策による将来の売上高を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	37,839

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に定める会社分類に基づき、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
有形固定資産	277,053
無形固定資産	10,959
減損損失	9,427

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉鎖等の意思決定を行った店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定されており、正味売却価額は資産グループの売却見込額から処分費用見込額を控除することで算定され、使用価値は各店舗の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに基づいて算定されております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、販促強化等の各種施策による将来の売上高を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（リースに関する会計基準等）

- **「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）**
- **「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等**

１．概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

２．適用予定日

2028年３月期の期首より適用します。

３．当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（リースに関する会計基準等）

- **「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）**
- **「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等**

１．概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

２．適用予定日

2028年３月期の期首より適用します。

３．当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（後発事象に関する会計基準）

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

１．概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

２．適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

（連結貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	248,452千円	268,780千円

（注）　減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※２　当座貸越契約

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行３行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
当座貸越極度額の総額	100,000千円	250,000千円
借入実行残高	100,000	120,000
差引額	－	130,000

※３　財務制限条項

当社の一部の借入金については、財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。

・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2023年３月期の75%以上に維持すること。

また、当社の当座貸越契約に係る借入実行残高については財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。

・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2024年３月期の75%以上に維持すること。

財務制限条項の対象となる借入金残高は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
短期借入金	100,000千円	100,000千円
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	46,250	31,250
計	146,250	131,250

※４　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
売掛金	60,200千円	－千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
短期借入金	31,284千円	－千円

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項　（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項　（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
役員報酬	103,000千円	109,260千円
給与手当及び賞与	84,676	151,600
賞与引当金繰入額	3,228	6,203
退職給付費用	11,288	14,555
ポイント引当金繰入額	△3,460	△293
貸倒引当金繰入額	700	1,406
支払手数料	100,701	130,246

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
機械装置及び運搬具	－千円	203千円

※４　減損損失

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

用途及び場所	種類	金額（千円）
東京都（１店舗）、栃木県（１店舗）	建物	5,029
	リース資産	879
	ソフトウエア	116
計		6,025

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗に係る資産を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定された価額としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、零としております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

用途及び場所	種類	金額（千円）
神奈川県（１店舗）、栃木県（１店舗）、埼玉県（１店舗）	建物	9,130
	リース資産	246
	のれん	49
計		9,427

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗に係る資産を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定された価額としております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、零としております。

（連結包括利益計算書関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	60	299,940	－	300,000
合計	60	299,940	－	300,000

（注）　2024年６月25日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。

２．自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	300,000	－	－	300,000
合計	300,000	－	－	300,000

（注）　2026年９月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

２．自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）	当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
現金及び預金	427,024千円	289,679千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△20,000	△43,504
現金及び現金同等物	407,024	246,175

（リース取引関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容　主として、店舗設備等（機械装置及び運搬具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容　主として、店舗設備等（機械装置及び運搬具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容　主として、店舗設備等（機械装置及び運搬具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容　主として、店舗設備等（機械装置及び運搬具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（金融商品関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃借物件において預託しているため、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内に決済されるものであります。

借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金等については、当社グループの与信管理規程等に沿って、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを抑制しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	61,999	50,821	△11,178
資産計	61,999	50,821	△11,178
(1) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	338,065	337,289	775
(2) リース債務（１年内返済予定を含む）	28,500	28,133	366
負債計	366,565	365,423	1,141

(*)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等、未払金、未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注１）　金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	427,024	－	－	－
売掛金	362,948	－	－	－
合計	789,973	－	－	－

（注２）　社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	91,916	90,394	72,534	40,677	24,267	18,277
リース債務	15,015	9,081	2,899	1,247	256	－
合計	106,931	99,475	75,433	41,924	24,523	18,277

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	50,821	－	50,821
資産計	－	50,821	－	50,821
長期借入金	－	337,289	－	337,289
リース債務	－	28,133	－	28,133
負債計	－	365,423	－	365,423

（注）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを償還までの期間に対応する国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃借物件において預託しているため、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内に決済されるものであります。

借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金等については、当社グループの与信管理規程等に沿って、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを抑制しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	88,186	61,133	△27,053
資産計	88,186	61,133	△27,053
(1) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	282,011	280,572	1,438
(2) リース債務（１年内返済予定を含む）	19,626	19,325	300
負債計	301,637	299,897	1,739

(*)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等、未払金、未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注１）　金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	289,679	－	－	－
売掛金	530,530	－	－	－
合計	820,210	－	－	－

（注２）　社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	90,394	80,914	50,685	34,275	15,301	10,442
リース債務	10,409	4,252	2,627	1,662	673	－
合計	100,803	85,166	53,312	35,937	15,974	10,442

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	61,133	－	61,133
資産計	－	61,133	－	61,133
長期借入金	－	280,572	－	280,572
リース債務	－	19,325	－	19,325
負債計	－	299,897	－	299,897

（注）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを償還までの期間に対応する国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（2025年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度11,288千円であります。

当連結会計年度（2026年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度14,555千円であります。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前連結会計年度（2025年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産	
未払事業税	7,002千円
賞与引当金	11,543
未払費用	116
資産除去債務	35,432
ポイント引当金	381
減損損失	1,096
税務上の繰越欠損金（注）	1,805
その他	2,473
繰延税金資産小計	59,851
評価性引当額	△30,620
繰延税金資産合計	29,230
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△22,803
繰延税金負債合計	△22,803
繰延税金資産（負債）純額	6,427

（注）　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	－	－	－	－	－	1,805	1,805
評価性引当額	－	－	－	－	－	△1,805	△1,805
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

（※）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 （2025年３月31日）
法定実効税率	33.58%
（調整）	
住民税均等割	1.14
法人税額の特別控除	△4.84
評価性引当金の増減	0.66
その他	△1.51
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は400千円減少し、法人税等調整額（借方）が400千円増加しております。

当連結会計年度（2026年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産	
未払事業税	1,343千円
賞与引当金	14,606
未払費用	119
資産除去債務	39,231
ポイント引当金	290
減損損失	2,684
税務上の繰越欠損金（注）	387
その他	3,464
繰延税金資産小計	62,129
評価性引当額	△24,289
繰延税金資産合計	37,839
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△23,052
繰延税金負債合計	△23,052
繰延税金資産（負債）純額	14,786

（注）　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	―	―	―	―	―	387	387
評価性引当額	―	―	―	―	―	―	―
繰延税金資産	―	―	―	―	―	387	387

（※）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
法定実効税率	33.58%
（調整）	
住民税均等割	1.63
法人税額の特別控除	△4.84
評価性引当金の増減	△3.77
その他	△0.82
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.78

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を見積り、使用見込期間に対応した割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
期首残高	84,170千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,158
時の経過による調整額	815
見積りの変更による増加額	8,866
期末残高	103,011

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業用店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を見積り、使用見込期間に対応した割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
期首残高	103,011千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,965
時の経過による調整額	969
事業譲渡に伴う減少額	△2,000
期末残高	113,945

（賃貸等不動産関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項　（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項　（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）　４．会計方針に関する事項　(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2025年３月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	246,151
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	362,948
契約負債（期首残高）	52,242
契約負債（期末残高）	73,095

契約負債は、顧客から契約の履行に先立ち受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は52,242千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項　（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項　（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）　４．会計方針に関する事項　(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	362,948
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	530,530
契約負債（期首残高）	73,095
契約負債（期末残高）	127,203

契約負債は、顧客から契約の履行に先立ち受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は73,095千円であります。

当連結会計年度において、契約負債が54,108千円増加した主な理由は、鍼灸接骨院運営事業での施術サービスに係る回数券販売の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

（棚卸資産関係）

前連結会計年度（2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年３月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「鍼灸接骨院運営事業」、「店舗運営等支援事業」の２つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要な事業内容は以下のとおりであります。

報告セグメント名称	事業内容
鍼灸接骨院運営事業	鍼灸接骨院の運営、健康食品や家庭向け美容・健康増進器具等の販売
店舗運営等支援事業	当社グループのノウハウを活用した店舗支援事業、国家資格者の人材紹介事業

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント		計	調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	鍼灸接骨院運営事業	店舗運営等支援事業			
売上高					
外部顧客への売上高	2,531,087	27,127	2,558,214	－	2,558,214
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	11,670	11,670	△11,670	－
計	2,531,087	38,797	2,569,884	△11,670	2,558,214
セグメント利益	255,121	6,347	261,469	－	261,469
セグメント資産	1,180,604	32,241	1,212,845	△550	1,212,295
その他の項目					
減価償却費	57,308	－	57,308	－	57,308
のれんの償却額	6,065	－	6,065	－	6,065
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	87,662	－	87,662	－	87,662

（注）１．調整額は、セグメント間取引消去であります。

２．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「鍼灸接骨院運営事業」、「店舗運営等支援事業」の２つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要な事業内容は以下のとおりであります。

報告セグメント名称	事業内容
鍼灸接骨院運営事業	鍼灸接骨院の運営、健康食品や家庭向け美容・健康増進器具等の販売
店舗運営等支援事業	当社グループのノウハウを活用した店舗支援事業、国家資格者の人材紹介事業

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント		計	調整額（注）１	連結財務諸表計上額（注）２
	鍼灸接骨院運営事業	店舗運営等支援事業			
売上高					
外部顧客への売上高	2,946,648	33,460	2,980,109	－	2,980,109
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	18,800	18,800	△18,800	－
計	2,946,648	52,260	2,998,909	△18,800	2,980,109
セグメント利益	168,559	9,598	178,157	－	178,157
セグメント資産	1,279,047	38,767	1,317,815	△1,072	1,316,743
その他の項目					
減価償却費	56,060	－	56,060	－	56,060
のれんの償却額	6,065	－	6,065	－	6,065
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	102,956	－	102,956	－	102,956

（注）１．調整額は、セグメント間取引消去であります。

２．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	鍼灸接骨院運営事業	店舗運営等支援事業	合計
減損損失	6,025	－	6,025

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	鍼灸接骨院運営事業	店舗運営等支援事業	合計
減損損失	9,427	－	9,427

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	鍼灸接骨院運営事業	店舗運営等支援事業	合計
当期償却額	6,065	－	6,065
当期末残高	14,122	－	14,122

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	鍼灸接骨院運営事業	店舗運営等支援事業	合計
当期償却額	6,065	－	6,065
当期末残高	8,007	－	8,007

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	根岸　靖	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接99.9	債務被保証	賃貸借契約に対する債務保証（注）１	36,697	―	―
							リース取引に対する債務保証（注）２	4,874	―	―

（注）１．一部の営業用店舗の賃借契約に係る債務について債務保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（消費税等込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

２．一部のリース取引について債務保証を受けております。取引金額には、期末時点の未経過リース料残高（消費税等込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	根岸　靖	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接99.9	債務被保証	賃貸借契約に対する債務保証（注）１	22,730	―	―
							リース取引に対する債務保証（注）２	1,456	―	―

（注）１．一部の営業用店舗の賃借契約に係る債務について債務保証を受けております。取引金額には、債務保証を受けている物件の年間賃借料（消費税等込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

２．一部のリース取引について債務保証を受けております。取引金額には、期末時点の未経過リース料残高（消費税等込）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり純資産額	145.00円	228.09円
１株当たり当期純利益	99.75円	83.09円

（注）１．2024年６月25日付で普通株式１株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。また、2026年８月17日の取締役会決議に基づき、2026年９月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	149,630	124,633
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	149,630	124,633
普通株式の期中平均株式数（株）	1,500,000	1,500,000

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2026年６月25日開催の第19回定時株主総会及び同日開催の取締役会において、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的に、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2026年７月10日に発行いたしました。

１．新株予約権の付与日
2026年７月10日

２．付与対象者の区分及び人数
当社取締役３名、当社従業員23名

３．新株予約権の発行数
240個

４．新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式24,000株（新株予約権１個につき100株）

５．新株予約権の行使時の払込金額
１株につき1,700円

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格　：１株につき1,700円
資本組入額：１株につき　850円

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額　：40,800,000円
資本組入額の総額：20,400,000円

８．新株予約権の行使期間
自　2028年６月26日　至　2036年６月25日

（株式分割）

当社は、2026年８月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年９月３日付をもって株式分割を行っております。

１．株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様が当社株式により投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

(1) 分割方法

2026年９月２日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき５株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	**300,000株**
今回の分割により増加する株式数	**1,200,000株**
株式分割後の発行済株式総数	**1,500,000株**
株式分割後の発行可能株式総数	**6,000,000株**

(3) 株式分割の効力発生日

2026年９月３日

(4) １株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) その他重要な事項

本株式分割に伴い、2026年９月３日以降、新株予約権（ストック・オプション）の目的となる１株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称（発行決議日）	行使価額	
	調整前	調整後
第１回新株予約権（2026年６月25日）	1,700円	340円

【注記事項】

（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
役員報酬	52,410千円
給与手当及び賞与	85,576
賞与引当金繰入額	10,114
退職給付費用	10,834
ポイント引当金繰入額	△647
貸倒引当金繰入額	200
支払手数料	76,627

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	237,469千円
預入期間が３か月を超える定期預金	―
現金及び現金同等物	237,469

（株主資本等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント		計	調整額 （注）１	中間連結損益計算書計上額 （注）２
	鍼灸接骨院運営事業	店舗運営等支援事業			
売上高					
外部顧客への売上高	1,695,695	13,939	1,709,635	―	1,709,635
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	7,280	7,280	△7,280	―
計	1,695,695	21,219	1,716,915	△7,280	1,709,635
セグメント利益	75,754	1,050	76,805	―	76,805

（注）１．調整額は、セグメント間取引消去であります。

２．セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	39円43銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	59,147
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	59,147
普通株式の期中平均株式数（株）	1,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2026年６月25日開催の取締役会決議によるストック・オプション 新株予約権の数　240個 （普通株式　120,000株）

（注）１．2026年８月17日の取締役会決議に基づき、2026年９月３日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。そのため、当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間純利益を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	131,284	120,000	1.94	－
１年以内に返済予定の長期借入金	91,916	90,394	1.65	－
１年以内に返済予定のリース債務	15,015	10,409	2.03	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	246,149	191,617	1.59	2026年４月～2033年４月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	13,485	9,216	1.93	2026年４月～2030年11月
合計	497,849	421,637	－	－

（注）１．短期借入金、長期借入金、リース債務の平均利率については、期末残高に対する加重平均金利を記載しております。

２．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	80,914	50,685	34,275	15,301
リース債務	4,252	2,627	1,662	673

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	397,718	260,005
売掛金	※1 360,956	523,164
商品	1,650	5,298
貯蔵品	1,148	1,585
前払費用	37,083	42,864
未収入金	2,788	1,791
その他	1,550	2,793
貸倒引当金	△2,200	△3,150
流動資産合計	800,697	834,355
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	191,322	226,934
構築物（純額）	309	189
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具（純額）	2,445	0
工具、器具及び備品（純額）	17,205	29,406
土地	744	744
リース資産（純額）	24,662	19,567
建設仮勘定	―	211
有形固定資産合計	236,689	277,053
無形固定資産		
ソフトウエア	6,752	2,952
のれん	14,122	8,007
無形固定資産合計	20,875	10,959
投資その他の資産		
関係会社株式	8,000	8,000
敷金及び保証金	61,999	88,186
長期前払費用	4,698	5,688
繰延税金資産	6,427	14,377
その他	49,215	48,426
投資その他の資産合計	130,341	164,679
固定資産合計	387,906	452,692
資産合計	1,188,604	1,287,047

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,521	6,523
短期借入金	※1,※4,※5 131,284	※4,※5 120,000
１年内返済予定の長期借入金	※4,※5 88,784	※4,※5 87,262
リース債務	15,015	10,409
未払法人税等	70,742	13,925
未払消費税等	41,240	38,172
未払金	※2 61,249	※2 91,229
未払費用	80,693	97,449
前受金	73,095	127,203
賞与引当金	34,375	42,423
ポイント引当金	1,137	843
その他	13,753	13,732
流動負債合計	617,890	649,174
固定負債		
長期借入金	※4,※5 235,551	※4,※5 184,151
リース債務	13,485	9,216
資産除去債務	103,011	113,945
その他	5,416	1,346
固定負債合計	357,463	308,659
負債合計	975,354	957,834
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,000	3,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	210,249	326,213
利益剰余金合計	210,249	326,213
株主資本合計	213,249	329,213
純資産合計	213,249	329,213
負債純資産合計	1,188,604	1,287,047

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
売上高	2,532,005	2,946,648
売上原価	1,667,957	1,947,733
売上総利益	864,047	998,915
販売費及び一般管理費	※1,※2 608,013	※1,※2 830,355
営業利益	256,033	168,559
営業外収益		
受取利息及び配当金	153	549
補助金収入	641	7,096
償却債権取立益	500	―
祝金受取額	700	―
その他	919	202
営業外収益合計	2,914	7,847
営業外費用		
支払利息	19,115	7,860
その他	2,453	651
営業外費用合計	21,568	8,511
経常利益	237,379	167,895
特別利益		
固定資産売却益	―	※3 203
固定資産受贈益	5,557	―
特別利益合計	5,557	203
特別損失		
上場関連費用	31,472	―
固定資産除売却損	―	0
減損損失	6,025	9,427
事業譲渡損	―	285
特別損失合計	37,497	9,713
税引前当期純利益	205,440	158,385
法人税、住民税及び事業税	70,541	50,371
法人税等調整額	△11,066	△7,950
法人税等合計	59,474	42,420
当期純利益	145,966	115,964

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000	64,283	64,283	67,283	67,283
当期変動額					
当期純利益		145,966	145,966	145,966	145,966
当期変動額合計	－	145,966	145,966	145,966	145,966
当期末残高	3,000	210,249	210,249	213,249	213,249

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000	210,249	210,249	213,249	213,249
当期変動額					
当期純利益		115,964	115,964	115,964	115,964
当期変動額合計	－	115,964	115,964	115,964	115,964
当期末残高	3,000	326,213	326,213	329,213	329,213

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、のれんについては、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、取引価格の算定において、変動対価が含まれる契約はなく、取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約も有しておりません。

鍼灸接骨院運営事業

鍼灸接骨院を運営しており、施術サービスの提供を履行義務として識別しております。顧客への施術サービスの提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院を利用する顧客向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具等の商品をＥＣサイトにて販売しております。注文を受けた商品の顧客への引き渡しを履行義務として識別しており、顧客から注文を受けた商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時点から商品の支配が顧客に移転するまでの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、のれんについては、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から１年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、取引価格の算定において、変動対価が含まれる契約はなく、取引価格を各履行義務へ配分する必要のある契約も有しておりません。

鍼灸接骨院運営事業

鍼灸接骨院を運営しており、施術サービスの提供を履行義務として識別しております。顧客への施術サービスの提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、鍼灸接骨院を利用する顧客向けに医薬部外品やサプリメント等の健康食品、家庭向け美容・健康増進器具等の商品をＥＣサイトにて販売しております。注文を受けた商品の顧客への引き渡しを履行義務として識別しており、顧客から注文を受けた商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時点から商品の支配が顧客に移転するまでの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	29,230

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に定める会社分類に基づき、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
有形固定資産	236,689
無形固定資産	20,875
減損損失	6,025

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉鎖等の意思決定を行った店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定されており、正味売却価額は資産グループの売却見込額から処分費用見込額を控除することで算定され、使用価値は各店舗の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに基づいて算定されております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、販促強化等の各種施策による将来の売上高を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	37,430

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に定める会社分類に基づき、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

２．固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
有形固定資産	277,053
無形固定資産	10,959
減損損失	9,427

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉鎖等の意思決定を行った店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定されており、正味売却価額は資産グループの売却見込額から処分費用見込額を控除することで算定され、使用価値は各店舗の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに基づいて算定されております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、販促強化等の各種施策による将来の売上高を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※１　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
売掛金	60,200千円	－千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
短期借入金	31,284千円	－千円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
短期金銭債務	550千円	1,072千円

３　保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
株式会社治療家コネクト（借入債務）	－千円	3,332千円

※４　当座貸越契約

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行３行との間で当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
当座貸越極度額の総額	100,000千円	250,000千円
借入実行残高	100,000	120,000
差引額	－	130,000

※５　財務制限条項

当社の一部の借入金については、財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。

・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2023年３月期の75%以上に維持すること。

また、当社の当座貸越契約に係る借入実行残高については財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には借入先からの請求により、一括返済することになっております。

・各年度の決算期における損益計算書の経常利益を２期連続して損失としないこと。

・各年度の決算期の末日における貸借対照表の純資産を2024年３月期の75%以上に維持すること。

財務制限条項の対象となる借入金残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
短期借入金	100,000千円	100,000千円
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	46,250	31,250
計	146,250	131,250

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
営業取引による取引高		
販売費及び一般管理費	11,670千円	18,800千円

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4.0%、当事業年度3.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96.0%、当事業年度96.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
役員報酬	98,380千円	104,640千円
給与手当及び賞与	79,016	145,998
賞与引当金繰入額	3,228	6,203
退職給付費用	11,288	14,555
ポイント引当金繰入額	△3,460	△293
貸倒引当金繰入額	700	1,406
支払手数料	96,491	123,732

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
車両運搬具	－千円	203千円

（有価証券関係）

前事業年度（2025年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度（千円）
子会社株式	8,000

当事業年度（2026年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度（千円）
子会社株式	8,000

（税効果会計関係）

前事業年度（2025年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産	
未払事業税	7,002千円
賞与引当金	11,543
未払費用	116
資産除去債務	35,432
ポイント引当金	381
減損損失	1,096
その他	2,473
繰延税金資産小計	58,046
評価性引当額	△28,815
繰延税金資産合計	29,230
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△22,803
繰延税金負債合計	△22,803
繰延税金資産（負債）純額	6,427

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2025年３月31日）
法定実効税率	33.58%
（調整）	
住民税均等割	1.10
法人税額の特別控除	△4.97
評価性引当金の増減	0.95
その他	△1.72
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.95

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は400千円減少し、法人税等調整額（借方）が400千円増加しております。

当事業年度（2026年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産	
未払事業税	1,322千円
賞与引当金	14,606
未払費用	119
資産除去債務	39,231
ポイント引当金	290
減損損失	2,684
その他	3,464
繰延税金資産小計	61,720
評価性引当額	△24,289
繰延税金資産合計	37,430
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△23,052
繰延税金負債合計	△23,052
繰延税金資産（負債）純額	14,377

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2026年３月31日）
法定実効税率	33.58%
（調整）	
住民税均等割	1.64
法人税額の特別控除	△5.13
評価性引当金の増減	△2.86
その他	△0.45
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.78

（企業結合等関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項　（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項　（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

連結財務諸表「注記事項　（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	283,704	71,497	6,174	349,027	122,093	33,743 (9,130)	226,934
構築物	1,630	－	－	1,630	1,441	119	189
機械及び装置	12,971	－	－	12,971	12,971	－	0
車両運搬具	22,575	－	16,743	5,831	5,831	868	0
工具、器具及び備品	67,500	24,415	1,341	90,574	61,168	12,214	29,406
土地	744	－	－	744	－	－	744
リース資産	96,014	6,831	18,005	84,841	65,274	11,852 (246)	19,567
建設仮勘定	－	211	－	211	－	－	211
有形固定資産計	485,142	102,956	42,265	545,833	268,780	58,798 (9,377)	277,053
無形固定資産							
ソフトウエア	27,969	－	9,549	18,420	15,467	3,731	2,952
のれん	31,326	－	1,000	30,326	22,319	6,115 (49)	8,007
無形固定資産計	59,296	－	10,549	48,746	37,786	9,847 (49)	10,959
長期前払費用	13,725	2,055	1,370	14,411	8,722	3,754	5,688

（注）１．当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。
新店（11店舗）　建物58,427千円、工具、器具及び備品18,928千円
２．「当期償却額」欄の（　）は内数で、当期の減損損失計上額であります。
３．「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	2,200	3,150	－	2,200	3,150
賞与引当金	34,375	42,423	34,375	－	42,423
ポイント引当金	1,137	843	1,137	－	843

（注）　貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

（２）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了日の翌日から３か月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
名義書換手数料	－
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社
取次所	－
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ　https://human-adjust.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しており、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式であることから、該当事項はありません。

２．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項に規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第１【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

当社株式は、東京証券取引所TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketの上場銘柄であります。なお、福岡証券取引所Q-Board市場上場（売買開始）日の前日（2026年12月20日）付で当該市場について上場廃止となる予定です。

第１【最近２年間の株式の月別売買高】

期	第18期（2024年４月～2025年３月）											
月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
株数	－	－	－	－	－	100	－	－	100	－	－	－
金額	－	－	－	－	－	170,000	－	－	170,000	－	－	－

期	第19期（2025年４月～2026年３月）											
月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
株数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

期	第20期（2026年４月～2026年10月）						
月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月
株数	－	－	－	－	－	－	－
金額	－	－	－	－	－	－	－

第２【最近２年間の月別最高・最低株価】

期	第18期（2024年４月～2025年３月）											
月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
最高（円）	－	－	－	－	－	1,700	－	－	1,700	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	1,700	－	－	1,700	－	－	－

期	第19期（2025年４月～2026年３月）											
月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
最高（円）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

期	第20期（2026年４月～2026年８月）						
月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月
最高（円）	－	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－	－

独立監査人の監査報告書

2026年11月10日

株式会社ヒューマンアジャスト

取締役会　御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　外山　雄一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンアジャストの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンアジャスト及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月10日

株式会社ヒューマンアジャスト

取締役会　御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　外山　雄一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンアジャストの2025年４月１日から2026年３月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンアジャストの2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月10日

株式会社ヒューマンアジャスト

取締役会　御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　外山　雄一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンアジャストの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンアジャスト及び連結子会社の2025年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月10日

株式会社ヒューマンアジャスト

取締役会　御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　外山　雄一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンアジャストの2024年４月１日から2025年３月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンアジャストの2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月10日

株式会社ヒューマンアジャスト

取締役会　御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　新開　智之

指定社員
業務執行社員　公認会計士　外山　雄一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒューマンアジャストの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンアジャスト及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。